

第 35 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 22 年 12 月 8 日 開会

平成 22 年 12 月 17 日 閉会

【目 次】

1 日目（提案理由の説明・質疑・委員会付託）

提案理由説明	．．．．．	P 9	～	P 20
質 疑	．．．．．	P 20	～	P 49
委員会付託	．．．．．	P 49		

2 日目（委員長報告・一般質問）

陳情の委員長報告				
（委員長報告・質疑・討論・採決）	．．．．	P 53	～	P 55
一般質問〔西村策雄〕	．．．．	P 55	～	P 66
〔矢野昭三〕	．．．．	P 67	～	P 81
〔竹下芙佐雄〕	．．．．	P 81	～	P 93

3 日目（一般質問）

一般質問〔下村勝幸〕	．．．．	P 96	～	P 115
〔森 治史〕	．．．．	P 115	～	P 128
〔坂本あや〕	．．．．	P 128	～	P 137
〔畦地一弘〕	．．．．	P 137	～	P 145
〔小松孝年〕	．．．．	P 145	～	P 149

4 日目（一般質問）

一般質問〔門田仁和子〕	．．．．	P 153	～	P 158
〔浜田純一〕	．．．．	P 158	～	P 166

〔明神照男〕	．．．．	P166	～	P182
〔山下伊都子〕	．．．．	P183	～	P193
〔宮地葉子〕	．．．．	P193	～	P214

5 日目（一般質問）

一般質問〔村越比佐夫〕	．．．．	P217	～	P231
〔西村将伸〕	．．．．	P231	～	P241
〔山本久夫〕	．．．．	P241	～	P245

6 日目（意見陳述・委員長報告・議員提出議案・質疑・討論・採決）

議案第 63 号

（意見陳述・討論・採決）

．．．．	P249	～	P270
------	------	---	------

議案第 55 号から議案第 62 号

委員長報告・質疑	．．．．	P270	～	P280
討論・採決	．．．．	P280	～	P285

議案第 64 号・議案第 65 号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

．．．．	P285	～	P293
------	------	---	------

議員提出議案第 65 号・議員提出議案第 66 号

提案趣旨説明・質疑	．．．．	P293	～	P295
討論・採決	．．．．	P295	～	P296

委員会の閉会中の継続審査ならびに調査について

．．．．	P296
------	------

副

第 35 回黒潮町議会 12 月定例会会議録

平成 22 年 12 月 8 日 開会

平成 22 年 12 月 17 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 8 日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明 質疑・委員会付託・
12 月 9 日	木	休 会	委員会
12 月 10 日	金	休 会	委員会
12 月 11 日	土	休 会	休会
12 月 12 日	日	休 会	休会
12 月 13 日	月	本会議	一般質問
12 月 14 日	火	本会議	一般質問
12 月 15 日	水	本会議	一般質問
12 月 16 日	木	本会議	一般質問
12 月 17 日	金	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第100号

平成22年12月第35回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年12月1日

黒潮町長 大西 勝也

記

1 期	日	平成22年12月8日
2 場	所	黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

平成 22 年 12 月 8 日（水曜日）

（会議第 1 日目）

応招議員

1 番	村 越 比佐夫	2 番	山 下 伊都子	3 番	宮 地 葉 子
4 番	欠 番	5 番	西 村 将 伸	6 番	坂 本 あ や
7 番	矢 野 昭 三	8 番	浜 田 純 一	9 番	畦 地 一 弘
10 番	森 治 史	11 番	門 田 仁和子	12 番	西 村 策 雄
13 番	欠 番	14 番	小 松 孝 年	15 番	下 村 勝 幸
16 番	竹 下 芙佐雄	17 番	欠 番	18 番	明 神 照 男
19 番	山 本 久 夫	20 番	小 永 正 裕		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壯
総 務 課 長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	矢 野 健 康	税 務 課 長	米 津 芳 喜
農業振興課長	松 田 二	産業推進室長	森 下 昌 三
まちづくり課長	濱 田 仁 司	地域住民課長	大 塚 一 福
建 設 課 長	武 政 登	海洋森林課長	谷 口 明 男
会 計 管 理 者	野 並 純	教 育 委 員 長	生 駒 進
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	金 子 富 太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 宮 地 愛

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

14 番 小 松 孝 年

15 番 下 村 勝 幸

議 事 日 程 第 1 号

平成22年12月8日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第55号から議案第63号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 55 号	黒潮町暴力団排除条例の制定について
議案第 56 号	黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
議案第 57 号	黒潮町税条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号	平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 59 号	平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 60 号	平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
議案第 61 号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
議案第 62 号	黒潮町道路線の認定について
議案第 63 号	黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

●委員会に付託した陳情

陳情第 53 号	保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情
陳情第 54 号	米価大暴落に歯止めをかけるための陳情

議 事 の 経 過

平成 22 年 12 月 8 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

開会前に諸行事を行います。

このたび、総務大臣から村越比佐夫君に対し感謝状の授与がありましたが、授与式に本人が出席できませんでしたので、ここで、感謝状授与式を行いたいと思います。

村越比佐夫君は自席にそのままいてください。

（議長が村越議員に感謝状を読み上げ、記念品を贈呈）

（会場から拍手あり）

誠におめでとうございました。

以上で諸行事を終わります。

ただ今から、平成 22 年 12 月第 35 回黒潮町議会定例会を開会します。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

報告第 102 号が町長から、報告第 103 号から 105 号までが監査委員から提出されました。

議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日までに受理致しました陳情書は、議席に配付しました文書表のとおりです。陳情第 53 号を教育厚生常任委員会に、第 54 号を産業建設常任委員会に付託します。

町長および議長の行動報告につきましては、皆さまのお手元に配布しております。これをもって、報告に代えさせていただきます。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

第 35 回黒潮町議会定例会を招集しましたところ、何かとご多用の中ご出席をいただきましてありがとうございます。これまで同様、会期いっぱい誠意を持って対応したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、先ほどの諸行事でもございましたが、10 月 15 日に村越議員が総務大臣表彰を受けられました。村越議員は昭和 50 年 4 月の初当選以来連続 10 期、35 年の長きにわたり、自治振興に大きく寄与されてまいりました。その歴史と功績に心より敬意を表したいと思います。今後も、住民福祉の向上にご尽力いただけますよう、よろしくお願い致します。おめでとうございました。

続きまして、行政報告を致します。

まず、現在実施しております地区別懇談会でございますが、黒潮町地区数 61 のうち、住宅団地 2 地区の皆さまには地元地区にご参加いただく体制で、59 集落すべてで開催することとして実施をしております。今年 7 月 29 日の鈴地区を皮切りに、現在まで 20 地区で実施しております。住民の皆さまには、夜分にもかかわらずお

疲れのところをお集まりいただき、いろんなご意見をいただいているところでございます。あらためてお礼を申し上げます。今後も週1、2回のペースで各地区にまいりますので、ご協力をお願い致します。

次に、現在進めております情報通信基盤整備事業でございます。

この事業は平成20年度に基本計画を立て、平成21年度から実施している事業でございます。平成23年度サービス開始に向け本年度は事業量等が集中し、大変重要な年度でございます。今後、各地区で伝送路の整備が実施され、一時的に通行規制も予想されますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

また、この事業は住民の皆さまへの周知とご理解が最大の課題でございます。現在まで各種の全戸配布によるパンフレットでの周知、各地区に入っての説明会の実施等を進めてまいりました。また、9月からは6名の臨時職員を雇用し、一戸一戸必ず訪問、説明をするとの考えで、周知を進めているところでございます。現在までに全戸訪問は済ませておりますが、不在の方、再度説明の必要な方もございます。今後とも、全戸への面談での説明をすることを基本に、周知を図りたいと考えております。

次に、黒潮消防署移転建設予定地の用地取得の取り組みについてでございます。

現在まで、地権者の企業や個人と協議を重ねてまいりました。協議もほぼ整い、仮契約を結ぶ段階まで来ております。しかしながら、黒潮消防署用地は本町と四万十市で構成、設立している幡多中央消防組合の用地となります。従いまして、今後は幡多中央消防組合議会に提案、議決を受け、事務を進めることとなりますことをご報告させていただきます。幡多中央消防組合の議決がいただけましたら、早期の登記事務を進める予定でございます。

次に、前納報奨金制度の改正についてでございます。

昭和31年度に創設された前納報奨金制度につきましては、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で、納税意識の向上と税収の早期確保を目的に創設された制度でございますが、その目的は納税者の皆さまのご協力により、おおむね達成できております。この制度は、個人町県民税の普通徴収による納税義務者と固定資産税の納税義務者が対象であり、特別徴収による納税者につきましては、対象外のためこの制度が利用できないことから、不公平となっております。さらに、平成21年度からは特別徴収未実施事業者に対する特別徴収義務者の指定を行なうなど、特別徴収への推進と税制度の改正に伴う公的年金受給者に係る特別徴収が開始となり、不公平感はますます拡大しておるところでございます。

このことから、不公平感を是正するため、個人町県民税につきましては平成23年4月1日から、固定資産税につきましては平成24年4月1日から廃止するものでございます。

次に、カツオ学会ならびにカツオシンポジウム開催につきましてご報告させていただきます。

昨年開催しましたカツオフォーラムにおきまして、カツオ学会を立ち上げるという黒潮一番地宣言が承認されたことに伴い1年間をかけて賛同者を募り、学術の分野では12人、自治体の分野で18団体の発起人としての賛同を得ましたので、このたび設立総会を来年の1月8日の午前中に開催致します。

もちろん、漁業者等生産関係の皆さまにもご案内を差し上げているところでございます。そして、午後にはそれらの方々をはじめ、一般町民の皆さまや関係諸団体の皆さまにも参加していただき、カツオシンポジウムを開催することとしております。

続きまして、平成23年4月で期限切れとなります佐賀取水堰（ぜき）の水利権について報告させていただきます。

佐賀取水堰（ぜき）の水利権につきましては、関係首長、住民代表、漁業関係者、学識経験者、四国電力、高知県の委員で設置した佐賀取水堰（ぜき）に係る検討協議会で、水利権更新に係る諸問題を第1回の平成21年9月24日を皮切りに、最終の第8回、平成22年11月25日まで検討協議をして意見を取りまとめ、許可期

間につきましては、本流域が国の重要文化的景観に選定されていることと、さらには日本最後の清流といわれる四万十川を守り、後世に伝えていくことが必要であるとの流域住民の強い思いを勘案しますと、現状を維持することが適切であるとなりました。

このことを受け、平成 22 年 12 月 2 日に四国電力の中村支店長が中村河川国道事務所を訪れ、水利権の更新許可申請を提出致しております。更新期間は 10 年で、現在の放流量を継続する現状を維持する内容となっております。今後は、同事務所が河川法に基づき申請書類を審査し、四国地方整備局に送付し、その後県知事や経済産業省などと協議した上で、四国整備局長が最終決定をすることとなっております。

最後に、当町の大きな課題となっております国道 56 号大方改良と、高規格幹線道路拳ノ川佐賀間について報告させていただきます。

行動表にもございますように、これまでも中村河川国道事務所、四国地方整備局ならびに国土交通省にたびたび陳情してまいりました。それぞれ事業の重要性和その必要性につきまして、深いご理解をいただいているところでございます。併せて、住民の方にもご尽力をいただいております。10 月 19 日、20 日の高規格幹線道路の要望では住民の方にも上京していただき、大変お世話になったところでございます。

また、国道 56 号大方改良につきましては、地元住民の皆さまと四国地方整備局長との意見交換の場を持つことができました。併せて、住民の皆さまのご尽力に感謝致します。

今後も関係機関との連携を図りながら、一日も早い事業着手および完成に向け、強く訴えてまいります。事業推進へ一層のご協力をよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、14 番小松孝年君、15 番下村勝幸君を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 10 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 10 日間に決定致しました。

日程第 3、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定についてから議案第 63 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案理由を説明致します。

平成 22 年 12 月、第 35 回黒潮町定例議会に提案します議案は、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定についてから、議案第 63 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてまでの 9 議案でございます。

内容につきましては、条例制定が1件、条例改正が3件、補正予算が3件、規約の変更が1件、町道路線認定が1件となっております。

まず議案第55号、黒潮町暴力団排除条例の制定についてでございますが、この条例制定につきましては高知県が今年の9月議会で高知県暴力団排除条例を議決し、平成23年4月1日から施行することになりました。このことを受けて、本町も条例制定をすることとし、県と連絡を密にするとともに、一体となって暴力団の排除に努めるものでございます。この条例制定につきましては、高知県警察本部が全市町村に要請をしており、12月議会で5市と6町村が、その他は3月議会で制定する予定でございます。

次に、議案第56号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、現在整備を進めております情報通信基盤整備事業の運用が平成23年4月から一部供用開始できる見込みとなったため、黒潮町情報センター特別会計を設け、運営していくために改正するものでございます。

次に、議案第57号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、町県民税と固定資産税の前納報奨金を廃止するものでございます。主な理由と致しましては、所期の目的である税収の早期確保や自主納税意識の高揚が社会の変化により達成されたこと、また、町県民税の特別徴収者は本制度の対象にならないため、不公平感が大きくなってきたこと、また、納めたくても一括納付する資力のない方との公平性に欠けることなどがあり、廃止するものでございます。ぜひご理解のほど、よろしくお願い致します。なお、施行は町県民税が平成23年度から、固定資産税が平成24年度からとしております。

この前納報奨金制度は全国的にも廃止しており、県下でも平成21年度末で全市が廃止、町村でも9団体が廃止しております。廃止していない町村も、平成24年度までには廃止に向けて検討がなされているところでございます。

次に、議案第58号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,010万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億8,207万6,000円とするものでございます。

この補正予算の内容は、国の補正予算を受けた政府の経済対策ならびに高知県の積極予算に呼応し、防災設備や避難道整備など地震対策の拡充、学校整備など教育施設整備の拡充、水道未普及地解消事業など社会資本整備の拡充、また、一般質問などで要望の強かった子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の3種類のワクチン接種を実施することと致しました。さらに情報基盤整備事業、佐賀地区のまちづくり交付金事業の追加などにより、大きな補正額となっております。

款別に主なものを申し上げますと、2款総務費、1項総務管理費、13目情報通信基盤整備事業では、整備完了後の管理システム整備、町営住宅への共同引き込み、課金システムの整備、各集会所の放送施設への接続などに6,523万5,000円を追加。

4項選挙費では、来年4月に行われる県議会と町議会選挙の準備費として394万7,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、7目障がい者自立支援費では、利用者の増加などにより1,555万4,000円。

3項児童福祉費、2目児童福祉施設費では、加配、途中入所者の増加などにより、臨時保育士賃金など1,119万9,000円を追加。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費では、子宮頸がん、ヒブ、肺炎球菌の3種類のワクチン接種を実施するために912万9,000円を新規で計上しております。これらのワクチンにつきましては3回から4回程度接種が必要となりますが、今年度は時間的余裕がありませんので、基本的に1回分を計上しているところでござ

います。

6 目環境衛生費では、県の補助金の関係もあり、成又と灘の 2 カ所の水道施設を前倒しして整備することとし、1,200 万円計上致しております。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費では、耕作放棄地解消に 358 万円を新たに。

7 款商工費では、3 目観光費でトイレの案内板等に 100 万円を。

8 款土木費、5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費では、現在まちづくり交付金事業で宅地造成工事と町道中角藤縄線工事などを進めておりますが、両工事個所とも土質が悪いため砕工等が必要となりまして、4,168 万円を追加。

9 款消防費、1 項消防費、3 目消防施設費では、田野浦分団のポンプ車を国の経済対策を活用して前倒しして整備することとし、2,700 万円を、4 目防災費でも、避難道等の整備を前倒しして整備することとして、2,380 万を計上致しております。

10 款教育費では、1 項 2 目事務局費で三浦小と佐賀中の体育館の耐力度調査委託に 473 万 6,000 円。この調査で点数が 4,500 点以下でありましたら、国から 55 パーセントの交付金が交付されるものでございます。また、2 項小学校費、1 目学校管理費で、佐賀小体育館の耐震工事に併せて鉄骨の塗装を行うため、700 万円を追加計上致しました。

以上が、一般会計補正予算の歳出の主な内容でございます。

一方、歳入は普通交付税留保分と国、県の補助金および基金繰入金ならびに過疎債等で調整致しました。なお、国の補正予算に伴う交付金等の増額はまだ流動的なところがございますので、この補正予算には計上しておりません。3 月補正で最終調整をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

次に特別会計補正予算でございますが、まず議案第 59 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。この予算では、歳入歳出それぞれ 615 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 3,048 万 4,000 円とするものでございます。

主なものとしては、国保連合会がレセプトを全国仕様に統一することに伴い電算システムの改修が必要になったことにより、委託料と国保連合会への負担金 554 万 4,000 円を、退職療養給付費では高額療養費と合わせて不足分 2,700 万円を追加致しましたが、後期高齢者支援金は確定により 2,638 万 7,000 円の減額となっております。

次に、議案第 60 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 661 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 263 万 7,000 円とするものでございます。主なものとしては、町内にあります介護施設の優夏と和夏、それぞれ早咲と佐賀でございますが、この 2 施設がスプリンクラーを整備するための補助金として 543 万 2,000 円を計上致しました。なお、この補助金は全額国の補助金で措置されることとなっており、トンネル補助になります。

次に、議案第 61 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてでございます。

当組合では、国が定めた広域圏計画策定要綱およびふるさと市町村圏推進要綱等に基づき、幡多広域市町村圏計画等を策定し事業を推進してきたところでございますが、国が定めたこの 2 つの要綱が平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止され、また幡多広域市町村計画の期間が平成 23 年 3 月 31 日をもって満了することから、幡多広域市町村圏事務組合規約の変更が必要になったため、構成市町村の議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についてでございます。

この道路認定につきましては、現在、漁業集落環境整備事業で佐賀地区の明神地区内を避難道として整備している個所の用地交渉が完了致しまして整備できることとなったため、町道に認定し管理していくものでござ

います。

最後に、議案第 63 号、黒潮町議会の議員定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、平成 22 年 12 月 6 日に黒潮町議会の議員定数を定める条例改正請求が条例改正請求代表者 2 名より提出されましたので、これを受け条例改正を提案するものでございます。なお、提案に当たっては意見書を付しておりますので、この趣旨をぜひご理解賜りますようによりしくお願い申し上げます。

以上が、今議会への提案内容でございます。

詳細につきましては、副長町ならびに担当主管課長に説明させますので、よろしくお願い致します。

なお追加提案として、最終日になろうかと思いますが、情報基盤整備事業の伝送路整備工事とセンター施設整備工事の 2 件について請負契約締結の変更を予定しておりますので、慎重なご審議をよろしくお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定について、細部の説明をさせていただきます。町長から提案理由の説明がありましたので、一部重複する分があるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

議案書の方は 3 ページをお開きください。

この条例制定の理由は、暴力団が町民や地域社会に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、町民の安全で安心な生活を確保し、および社会経済活動の健全な発展に寄与するためにですね、暴力団排除条例を制定するものでございます。

町民および事業所の責務を明らかにするとともにですね、事業者にある利益供与の禁止を定める等、官民一体となった暴力団排除のための施策を強力に進めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の中身になりますけれども、制定の目的は第 1 条に、基本理念を第 3 条に、第 4 条、5 条には町の責務、町民等の責務を定め、暴力団排除の取り組みを行うこととしております。

そのほか、町民に不当要求行為があったときの措置や町民への支援、青少年に対する教育等のための措置を講ずるということとしておりまして、第 11 条では利益供与の禁止を定めております。なお、この条例は平成 23 年 4 月 1 日からの施行とすることとしております。

次に、議案第 56 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の方は 7 ページをお願いします。条例改正の新旧対照表につきましては 1 ページの方に入れておりますので、併せてご確認ください。

現在進めております情報通信基盤整備事業は、完成後は黒潮町情報センターとしてですね運営することとして、その運営は公設公営で考えております。その中で会計の区分も必要と考えておりまして、黒潮町情報センター事業特別会計をつくり、運営することで考えております。この特別会計の設置により、特別会計数は 13 会計となります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

それでは、議案書 9 ページの議案第 57 号の黒潮町税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。先ほど町長より提案説明がありまして、若干重複する部分があるかと思いますが、ご説明を申し上げます。

新旧対照表では 2 ページ、3 ページにございます。新旧対照表、右側が現行条例、左側が今回の改正条例で、傍線の部分が改正部分となっております。

改正内容は、第 42 条第 2 項と第 70 条第 2 項を削ることにより、個人町民税と固定資産税の前納報奨金制度を廃止するものであります。

前納報奨金制度につきましては、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で、納税意識の向上と税収の早期確保を目的として創設された制度です。この制度の対象となる税目は、個人町県民税と固定資産税であり、個人町県民税の納税義務者の中でも普通徴収の納税義務者のみとなっておりますが、固定資産税ならびに普通徴収による個人町県民税でも、納期が複数回以上なければ対象外となっております。なお、軽自動車税は納期が 1 期のため、国民健康保険税は目的税のため、この制度の対象外となっております。

今回、制度の見直しを提案致しましたのは、平成 21 年度の税制改正により年金受給者の特別徴収が開始となり、また給与所得者に係る特別徴収の推進を県下一斉で推進しており、特別徴収による納税者となれば給与からの天引きとなるため、本人の意思による納付方法の選択ができなくなります。また、本前納報奨金制度を利用したくても、経済的な理由により一括納付できない状況もあることから、黒潮町としても公正かつ適正な課税と公平な税負担を掲げておりまして、公平な税負担を求める以上、納付方法も公平であるべきと考えております。

県内 34 市町村の動向ですが、11 市は全廃、町村におきましても 9 町村が廃止しております。また、23 年 4 月より 8 町村が廃止見直しを検討しており、全体で言えば 8 割以上の市町村が制度廃止の方向という状況となっております。

以上の理由によりまして、平成 23 年度から制度廃止するための条例改正を提案致します。

なお、施行については付則のとおり、個人町県民税については平成 23 年 4 月 1 日からの施行とし、固定資産税については平成 24 年 4 月 1 日からの施行とするものです。

以上で補足説明を終わります。

議長（小永正裕君）

副長町。

副町長（植田 壯君）

おはようございます。

それでは私の方から、議案第 58 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。少し時間が長くなるかと思いますが、よろしくお願いします。

一般会計予算の補正 3 号の方をご覧ください。まず 1 ページの方でございます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 2 億 8,010 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 99 億 8,207 万 6,000 円とするものでございます。この予算総額は、合併後最も大きな予算となっております。

予算の概要につきましては、冒頭町長より説明がありましたように、国の補正予算や県の補正予算に呼応した積極的な予算となっております。また併せて、事業の変更、追加など、それぞれ必要な予算を計上させていただきました。

それでは、歳出の主なものを説明させていただきます。19 ページをお開きください。この件につきましても、町長が冒頭説明した項目と若干重複する部分もあるかと思いますけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず、歳出の2 款総務費でございます。7,520 万 6,000 円補正をさせていただきまして、合計 25 億 4,264 万 2,000 円とさせていただくものでございます。主な内容としましては、1 目一般管理費では 270 万補正計上させていただきまして、役務費の方で 220 万計上させていただきました。これは情報基盤整備に伴います加入申込書等をですね今回全戸に配布した関係で、通信運搬費を増額とさせていただいたところでございます。

次に、11 目情報化推進費でございます。317 万 8,000 円追加をさせていただきました。内容としましては、委託料で 197 万 8,000 円、主なものとしましては中山間直接支払システム改修委託でございます。今年度新たに市野瀬地区が加入した関係等がございます、併せて改修をするものでございます。155 万 7,000 円計上させていただきました。

次に、工事費でございます。860 万の減額とさせていただきました。この件につきましては、現在湊川地区に携帯電話を整備しておりますけれども、その内容がですね一部、下の備品購入にですね回した方がええということになりまして、備品購入との予算の組み替えというところでございます。

次に、20 ページの 13 目情報基盤整備事業でございます。

冒頭町長からもありましたけれども、6,523 万 5,000 円を追加をさせていただいております。主な内容としましては、工事請負費 1 億 183 万円でございます。これにつきましては議員協議会でも説明もさせていただきましたけれども、ブラックボックスの計上、それから自営柱の増加、それから安全対策、また事業完了後の管理システム整備、また既設集会場のマイク接続、町営共同住宅引き込み等のですね、新たに計上するものでございます。

19 節の負担金補助及び交付金につきましては、5,500 万減額をさせていただきました。この件につきましては、電柱改修が現在各地区でこういった事業が行われておりまして、どうしても電力の改修が間に合わないようなこともございましてですね、一部自営柱に変更したという所がございます。

次に、4 項の選挙費でございます。これにつきましては、来年の 4 月に行われます高知県議会議員選挙、また町議会議員選挙費用のですね、準備をするための経費を計上させていただきました。なお、県の高知県議会議員選挙につきましては、県のすべて委託金で賄っております。

次に 22 ページ、民生費でございます。3,547 万 5,000 円補正計上させていただきまして、トータルで 19 億 7,173 万 1,000 円とさせていただいております。主なものとしましては、7 目障がい者自立支援費 1,555 万 4,000 円でございます。その内容としましては、19 節負担金補助及び交付金で 48 万 2,000 円。これは新規で 1 名の利用者ができたために、補助金を増加したというところでございます。

20 節扶助費 1,221 万 4,000 円を計上致しました。内容としましては、障がい者自立支援給付金が 1,134 万 5,000 円、事業運営安定化事業費 69 万 9,000 円、強度行動障害者短期入所支援事業に 170 万円、それぞれ計上させていただきましたけれども、障がい者自立支援費につきましては、利用者の増加によって増額というところになっております。また、強度行動障害者短期入所支援事業費につきましては、新たに該当者ができたために計上したというところでございます。

次、23 節償還金利子及び割引料 281 万円を計上させていただきました。これらは右の説明欄にありますように、それぞれ清算によりまして返還が伴うということになりましたので、計上させていただいたところでございます。

次に、2 項の老人福祉費でございます。683 万 3,000 円計上させていただきました。主な内容につきましては、扶助費 593 万 4,000 円でございます。これは老人保護措置費でございますが、これも老人施設利用者の増に伴

いまして増額計上させていただきました。

次に、24 ページをお開きください。

3 項児童福祉費、3 目児童福祉施設費でございます。1,119 万 9,000 円を計上させていただきました。主な内容としては、賃金 913 万 2,000 円、また需用費で 185 万 1,000 円、役務費で 216 万円。これらはいずれも入所者増に伴いまして臨時職員の増、また併せまして賄い材料費の増額、それから通信費等の増額ということで、途中入所者の増に伴いましてそれぞれ増額をさせていただいております。

次に、4 款衛生費でございます。2,621 万 7,000 円補正させていただきましたして 5 億 8,745 万 2,000 円とするものでございます。主な内容としては、1 目保健衛生総務費で 300 万円計上させていただきました。これは、この前にあります黒潮町保健福祉センターの耐震診断委託を行いたく計上させていただきました。

3 目予防費でございます。912 万 9,000 円計上させていただきました。これらは先ほど町長からも説明がありましたように、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を行うために計上させていただきました。なお対象者はですね、子宮頸がん予防ワクチンが 180 人、またヒブワクチンが 287 人、小児用肺炎球菌ワクチンが 287 人、それぞれ計上させていただきました。

次に、6 目環境衛生費でございます。1,408 万 8,000 円計上させていただきました。これの主な内容としては 15 節工事請負費でございます。1,200 万を計上させていただきました。これは、成又地区と灘地区の水道未普及地域解消のためにそれぞれ計上させていただいております。これらは景気対策等、また県の補助金等の関係がありまして、前倒しをさせていただいて計上させていただいたところでございます。また、負担金補助及び交付金でございます。208 万 8,000 円増額計上させていただきました。これは合併浄化槽設置費でございます。基数が 26 基から 30 基と増となったために計上をさせていただいたところでございます。トータルで 4 基増えたというところでございます。

次に、5 款労働費でございます。166 万 9,000 円計上させていただきましたして、1 億 3,512 万 2,000 円とするものでございます。主な内容としては、13 節委託料でございます。作業道維持活用事業費および地域福祉計画策定の委託のために計上致しました。なお、作業道維持管理事業につきましては森林組合へ、また地域福祉計画につきましては社会福祉協議会へそれぞれ委託をしてですね、作業を行っていただくというものでございます。

次に、6 款農林水産業費でございます。4,295 万 4,000 円補正計上させていただきましたして、6 億 2,796 万 7,000 円とさせていただきます。主な内容としては、26 ページでございますが、15 節工事請負費でございます。345 万円。内容としては、耕作放棄地解消のための事業でございます。田野浦地区、出口地区、王迎地区、この 3 地区、約 3 ヘクタールの耕作放棄地解消を図ってまいりたいというものでございます。

次に、2 項林業費で 2 目の林業振興費でございます。58 万円補正計上させていただきました。金額的には少ない金額でございますけれども、これにつきましては 8 節の報償費で 58 万円となっております。内容としては、皆さんから非常に要望の多い有害鳥獣の捕獲報奨金でございます。今回新たに 100 頭追加致しまして 50 万円、イノシシでございます。また、シカの個体調整につきまして 10 頭分をそれぞれ計上させていただきました。イノシシにつきましてはこれまで 250 頭計上しておりますので、合わせて 350 頭ということになっております。大変、各地区回っておりますと、この有害鳥獣の被害が皆さんから訴えられておりまして、町と致しましても精いっぱい対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3 項水産業費で、3 目の漁港漁場整備事業でございます。3,879 万 4,000 円補正計上させていただきました。これの主なものにつきましては工事請負費でございます。現在、灘沖防波堤を整備を進めておるところでございますけれども、この工事にはブロックを据え付ける内容でございますが、沖からの工事が大変難しい

ということで仮設道を造ってですね工事を進めたいということで、仮設道の設置費を今回計上さしていただきました。

19、負担金保証及び交付金で250万円計上致しました。これは伊田、田野浦漁港でございますが、その調査設計費を計上さしていただきました。なお、この件につきましては県の漁港でございますので、県工事の負担金ということで計上しております。

次に商工費でございます。7款商工費、218万7,000円補正計上さしていただきまして9,327万2,000円とさしていただきました。主なものとして、3目観光費で100万円計上さしていただいております。これは委託料でございますけれども、トイレの案内板を修理、また新たに設置したいというものでございます。場所としましては出口大規模公園、浮津、入野駅、そういったところを整備していきたいというものでございます。

次に土木費でございます。8款4,176万円計上さしていただきまして、11億2,884万9,000円とさしていただきました。主なものとして、5項都市計画費でございます。中でも、2目の都市環境整備事業に4,168万円補正をさしていただいております。内容としましては、15節工事請負費でございます。具体的には右の欄にありますように、町道池廻り1号線417万円の追加。この主な理由としましては、用水路のつけ替えが必要になったためというところでございます。また、道路中角藤縄線につきましては1,885万円計上さしていただきました。この主な内容としましては、山留め擁壁および排水溝等に追加施工が生じたために計上さしていただきました。

次に28ページ、坂折公園整備に355万円。これにつきましては、かごマット工の追加および河川内の堆積土砂の一部取り除き等が生じたために、追加とさしていただきました。また、宅地開発に3,610万円追加としております。主な理由としましては、土質条件により吹付砕工の追加施工が生じたものでございます。宅地内道路でございますけれども、これは755万円の減額とさしていただいております。これは、山留め擁壁の断面変更および土工数量等に変更減が生じたために減額となったものでございます。また、塩屋公園整備が107万円減額としております。これにつきましても、排水溝および防護柵工の設計数量に変更減が生じたというところでございます。また、上水道整備としまして1,237万円減額をさしていただきました。これらの主な内容としましては、現在宅地開発を進めておりますけれども、そこに防火水槽を計画しておりましたけれども、移転計画の遅れによりまして、この消火栓を後年度に計画変更したいために減額とさしていただいたものでございます。

次に、9款消防費でございます。4,198万3,000円追加補正をさしていただきまして3億8,782万3,000円とさしていただきました。主なものとして、1目常備消防費でございます。881万7,000円の減とさしていただいております。内容としましては、幡多中央消防組合黒潮消防分の分担金の減でございます。この理由につきましては1名退職、また人勸に伴う減、職員異動に伴う減、そういったことで人件費の減額が発生しましたので、今回減額補正とさしていただきました。

次に、3目消防施設費でございます。2,700万円追加をさしていただきまして、備品購入費で2,700万を計上さしていただきました。これは景気対策等の前倒しでですね、田野浦の消防団のポンプ車を買替えるということでございます。

次に、4目防災費で2,380万円追加計上さしていただきました。主なものと致しまして、工事請負費を2,100万円計上さしていただいております。これは、避難道等の整備を前倒しで行いたいとするものでございます。場所につきましては町内13カ所程度を予定しております。内容としましてはソーラーの設置、それから山留め工、手すり等の整備を行う予定でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金で180万円増額計上さしていただきました。これにつきましては国の制度

改正等がございまして、木造住宅の耐震改修工事費の増額ということですので、180 万円計上さしていただきました。現在、木造住宅を改修した場合にはですね 60 万円の補助を出しておりますけれども、その上に国がこの耐震改修促進のために 30 万円を増額するものでございます。

次に、10 款教育費 1 項教育総務費でございます。437 万 6,000 円補正計上さしていただきまして 1 億 3,375 万 9,000 円とさせていただきます。主なものとしまして、2 目の事務局費 473 万 6,000 円、これは委託料でございます。内容としましては、三浦小学校の校舎の耐力度調査、また佐賀中学校屋内運動場の耐力度調査を委託するものでございます。これは町長からもございましたけれども、この調査によりまして 4,500 点以下であればですね、55 パーセントの国の交付金が受けられるものでございます。そのための調査を行いたいとするものでございます。

次に、2 項小学校費、1 目学校管理費で 700 万計上さしていただきました。これにつきましても町長冒頭ございましたように、現在佐賀小学校の体育館の耐震化を進めておりますけれども、それに併せまして梁（はり）の塗装を行いたいとするものでございます。

また、2 目の教育振興費で 30 万 4,000 円、備品購入費を計上さしていただきました。これは新聞等でも皆さんご承知と思いますけれども、母校に本を贈る運動ということがございまして、それから頂く資金を基にしておるところでございます。また、3 項の中学校費で教育振興費の方にですね、同じく備品購入費で 5 万 1,000 円計上さしていただきました。これも母校に本を贈る運動ということですので、頂くものでございます。

それから 30 ページでございます。2 目社会教育振興費 36 万 3,000 円計上致しました。内容としましては、報償費と旅費をそれぞれ計上しておりますけれども、この理由につきましては国道 56 号改良に伴い移転を余儀なくされる方々がおりますので、その方々の宅地を計画したいということで、その計画地を入野地区の城山に計画しております。城山はどうしても昔から古い城跡等があったということもありまして、発掘調査が必要ということになりましたので、その作業員の賃金と旅費をそれぞれ計上させていただいたところでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の方でございます。

13 ページでございますけれども、これにつきましては冒頭町長からも説明がありましたように、10 款地方交付税で 6,019 万円計上さしていただきました。これは留保分をすべて計上ということで、今年度のこれまでの交付税の決定額が 37 億 1,303 万 7,000 円となっております。対前年で 6.3 パーセントの増額というふうになっております。そのほか、12 款分担金及び負担金、それから 14 款国庫支出金、また 14 ページの県支出金、これらにつきましては、それぞれの事業に伴いまして補助金等を計上さしていただきました。

次に、16 ページをお開きください。

18 款繰入金でございます。1,960 万 4,000 円減額さしていただきまして、合計で 8,760 万 6,000 円とさせていただきます。これは主なものとしまして、1 目財政調整基金繰入金で 4,039 万 6,000 円を追加計上していただきました。また、3 目地域活性化事業基金繰入金で 4,000 万円の減、施設等整備基金繰入金が 2,000 万円の減ということになっておりますけれども、この 4,000 万と 2,000 万の減額につきましては、後に出てきます町債との調整でですね、それぞれの基金を繰り入れをやめて過疎債等に移行するものでございます。また財政調整基金につきましては、それぞれの調整で今回追加が必要になったというところでございます。最終的には、財政調整基金につきましては今年度ほぼ要らなくなるんだろうという予測は立っておりますけれども、当面の財政調整としてですね基金繰入金で対応させていただいております。

また 17 ページ、町債でございますが、21 款町債、2 億 3,960 万円という大きな金額を補正さしていただきまして、合計で 23 億 9,972 万 3,000 円となっております。これらは、先ほどらい申し上げておりますように大き

な予算となっております、それに伴い起債等もですね増加しておるところでございます。この起債の管理につきましては今年度の財政状況の硬直化に伴いますので、なお今後ともですね慎重な対応をまいりたいというふうに考えております。なお、この内容につきましてはいずれも過疎債、今年度から新たに過疎債が継続になった関係で、新たにですね過疎債の方にそれぞれ予算計上させていただいたというところでございます。

次に9ページの第2表、地方債補正につきまして説明をさせていただきます。9ページをお開きください。

それぞれ起債の目的がございます。補正前が21億6,012万3,000円を、補正後は23億9,972万3,000円とさせていただきます。なお、この増額につきましては、先ほども言いましたようにすべて過疎債で対応するというようにしております。なお、過疎債につきましては今年度新たにですねソフト分が拡充されまして、本町では約8,900万程度のソフト分が充当できるというふうになっておりますが、現在のソフト部分につきましては、ソフト部分への充当は5,290万となっております。従いまして、残りの約3,610万につきましては今後、まあ3月補正になるかもしれませんけれども、また臨時、または3月補正になるかもしれませんけれども、基金対応ということで今後対応してまいりたいというふうに考えております。従いまして、8,900万円のソフト部分につきましては、すべて借入れをする予定で現在おるところでございます。

以上で、私の方の説明を終わらせていただきます。

なお、63号の黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、補足説明は町長の提案どおりでございますので省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

それでは議案第59号、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算補正第3号について、提案の説明をさせていただきます。予算書の方は、黄色い表紙のものです。

補正の理由は、これまでの保険給付の実績から退職療養給付費などの不足額の計上と、後期高齢者支援金の確定によりまして減額するもの、また、レセプトの電子化によるシステム改修を計上したもので、歳入歳出それぞれ615万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,048万4,000円とするものでございます。

歳出から説明させていただきます。10ページの方をお願いします。

1款総務費の1項1目一般管理費554万4,000円はオフコン改修費の委託料。また、レセプトの電子化に伴いまして、全国統一のシステムに改修するということが必要になりまして計上するものでございます。

2款保健給付費、1項2目の退職被保険者の療養給付費に2,300万、2項2目の退職被保険者高額療養費負担金に400万を計上。それぞれ医療費の増加に伴いまして、必要額を計上致しました。

3款後期高齢者支援金等で支払額が拡大されまして、2,638万7,000円を減額するものでございます。

6款介護納付金で、介護特例交付金が減額のために財源組み替えを行うものです。

続いて、歳入の方をお願いします。8ページをお願いします。

3款1項1目、療養給付費負担金等で1,378万6,000円の減額、2項1目、財政調整交付金で404万8,000円を計上しております。これは、先ほどのシステム改修の分の交付されるものでございます。

2項2目介護特例交付金で78万4,000円の減額、5款1項1目療養給付費等交付金として、歳出額と同額の

2,700 万円を計上しております。

9 款繰入金で、1 項 1 目一般管理費繰入金で 149 万 6,000 円。これは、オフコンの改修費として計上するものです。

2 目の基金借入金で 1,181 万 7,000 円を減額としております。これは、後期高齢者の支援金の負担金が減額となりまして、財政調整基金からの繰り入れを減額とするものでございます。

以上でございます。

続いて、議案第 60 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算補正 2 号について、提案理由の説明をさせていただきます。予算書の方は、オレンジ色の表紙のものでございます。

補正の主な理由は、介護施設整備事業について国の補助制度が設けられまして、小規模の施設の整備が可能となりました。町長からも申しましたが、町内の 2 つの施設、グループホームについてですね、補助を受けて整備するために計上するものと、認定調査費の不足を計上させていただいております。歳入歳出それぞれ 661 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 263 万 7,000 円とするものです。

歳出から説明させていただきます。10 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で 543 万 2,000 円、介護施設の防火施設の整備としてグループホーム、大方早咲にある優夏と、佐賀鹿島にあります和夏にスプリンクラーを設置するものです。入所者の安全を確保するために、補助を受けて解消することにしております。

3 項 1 目、認定調査費の 82 万 9,000 円は、対象者の増加に伴いまして主治医の意見書等の手数料に不足が出る恐れがありますので、増額計上するものです。

3 款地域支援事業費、2 項 5 目任意事業の 35 万円は、これまでの支払状況から需用費に不足が予想されるために計上するものでございます。

続いて歳入の方、8 ページをお願いします。

1 款保険料、1 項 1 目で、現年度分の特別徴収保険料として 7 万円、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金で 557 万 2,000 円。この内訳は、3 目の地域支援事業交付金で 14 万円と、4 目の介護保険事業補助金として 543 万 2,000 円で、歳出額と同額です。

5 款県の支出金、2 項 2 目の地域支援事業交付金で 7 万円、7 款繰入金、1 項 3 目の地域支援事業交付金で 7 万円、4 目その他一般会計繰入金の事務費借入金として 82 万 9,000 円を計上しております。

以上です。よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは議案第 61 号、幡多広域市町村圏事務組合理約の一部変更について、補足説明をさせていただきます。

議案書の方は 13 ページをお願いします。規約改正の新旧対照表は 4 ページの方をお願い致します。

幡多広域市町村圏事務組合につきましては、昭和 45 年、当時の 8 市町村で設立されてですね、市町村合併を経て、現在 6 市町村で構成されております。

その中で、今回の改正に当たる部分ですけれども、幡多広域ふるさと市町村圏基金の基となる、町長からも提案理由の説明がありましたが、2 つの国の要綱の廃止や幡多広域市町村計画がですね本年度末をもって満了というようなことがありまして、そこにあります基金につきまして、その運用をですね構成市町村で協議して、合意に基づいてやっていこうということで規約の改正を行うものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

それでは議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についてご説明致します。

付則の新旧対照表の後に付いております 5 ページの平面図をご覧ください。

現在行われております佐賀地区漁業集落環境整備事業で整備するもので、この路線はですね、県道佐賀港線というものが、ちょっと左側の起点側になりますけど、そこからですね右側に、ちょっとこの平面図で見にくいんですけど、その下の 6 ページ目の方になったら大きく載っておりますけど、その間の芝明神線という所を結ぶ線でございます。

先ほど町長も申し上げましたが、このたび土地、家屋所有者の調査立ち入り許可が得られましたので、路線を認定して測量に入るものです。延長と致しましては 35 メートル、幅員が 4 メートルでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

なお、議案第 63 号、黒潮町議会議員の定数を定める条例の一部を改正については、地方自治法第 74 条第 4 項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることとなっております。

お諮りします。

請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所、および人数については、12 月 17 日午前 9 時から本会議場におきまして、代表者 1 名で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、請求代表者に意見を述べる機会を与える日時、場所、および人数については、12 月 17 日午前 9 時、代表者 1 名で本会議場にて行うことに決定致しました。

ただ今決定した内容につきましては、庁舎掲示板で告示するとともに、請求代表者に通知を致したいと思います。

この際、10 時 35 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 16 分

再 開 10 時 35 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 55 号、黒潮町暴力団排除条例の制定についての質疑はありませんか。

山本君。

19 番（山本久夫君）

質問ですが、定義の中でカッコ 1 に、1 号の中に、不当な行為を防止等の、それ法律の中で規定していただいておりますが、これ、指定暴力団のことでしょうか。ちょっと勉強してないんで分らないのですが。

具体的に。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 10時 37分

再 開 10時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

指定暴力団だけでなくですね、そういう団体で暴力行為をするというふうに認めれる団体というふうに理解してます。

議長（小永正裕君）

山本君。

19 番（山本久夫君）

こういうのは大事な条例ですけど、近隣の市町村にですねこういう暴力団というかね、要は町民が、そういう人がかわりがあるかないかいうがは大事なことやから、知っちゃかないかんと思うんで、ある程度ね。まあ四万十市にあるとか。高知市には結構あるんですけど、団体がようけ。

この近隣の中にはありますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

はい。指定となりますと、警察の方で指定してるんですけども、あります。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

すいません、四万十市にあります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

分らないんですけど、その暴力団というのを判断するといいますか決めるというのは、警察が指定したところが暴力団というんでしょうか。

どういうところで暴力団というふうに規定するのかなと思うので、ちょっとお聞かせください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的には警察の方が指定することになりますが、今、山本議員からの質問ありましたように、この中にはですね指定暴力団だけでなく、集団で暴力行為を行う常習的な団体も含まれておるというふうに理解しております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

ただ今の質問に対して答弁があったがやけんど、何かね、団やき何人、3 人以上が団で、2 人以上になるのか。

1 人じゃあ暴力行為を行う人ということになるがやけんど。

大体構成いうたら何人以上ということですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

すいません、そこまでの理解はようしておりません。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

あのね、あの人は暴力団に入っちゃらしいという、そういううわさも世間ではあるわけですのでね。しかし、その人が入っちゃらんずつに、時たまそういうような暴力団的な言動があったという場合に、取り押さえて警察が処罰をすると。そのまま裁判を起こして、いや、そのときはそういう状態やったということもあり得ることで。やっぱりこの暴力団を構成したと、構成員じゃと認めるということ、やっぱりこれは人数がこれ以上の人を雇いよう、それなりの定義がないとね、何もかにもやってもね、声の高い人もおるし、静かな人でも人にけがさす人もおりますのでね。その点をこう軽々に条例化するとかいうことはね、非常に問題がある。

そのことについて定義をはっきりして、もう 1 回答弁をちゃんとしてください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

町の方で指定というか、この方がもう暴力団というものは全く持っておりません。

この条文のその文だけでしたらそういうふうな解釈もあろうかと思いますが、下の方に読んでいただきましてですね、町民の責務、町の責務となりますと、やはり町でこの暴力団とかいうことを指定するんじゃないくて、町もですね、町民ももちろんですが、そのような情報を警察に挙げて、警察の中で指定されておるかどうか。

一例がですね、今、町営住宅の入居なんかがあるわけですが、これについての申し込みをして決まった段階でもですね、警察にその入居者の名前を提示して、暴力団かどうか確認をしてですね、対応してます。

そのような方向でですね、この条例はやっていくということでございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

最近の暴力団は非常に巧妙な手段でやね、佐賀のいわゆるパイロット地区へ何を植えちよったとか、そういうことがあって、確かにこの暴力団をなくする、暴力団から町民を守るということは非常に大事ですが、そこらあたりは今答弁があったように、警察が大体決めると。

ほんならまあ、そこらあたりで何ですか、非常に声が高くてね、腹立ちの人がおって、以上に暴力団的な言葉遣いとか威嚇があった場合は警察に通報して、警察が調べて、どうも付き合いがありそうなど。警察がその点は調査するというようなことも含めて、ということですかね。ということになるがですかね。

そうやないとね、酒に酔うてやね、暴力団みたいなことを言う人もおるわけよ。ほんなら、酒が覚めたらこ

ろっと治るきね。そこらあたりもちよつと、簡単にね、これ人権問題になるきね、そう簡単にはいかんと思うき。

警察ということを中心にした、警察の判断ということになるがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

はい。基本的にはですね、ご質問のとおり警察に通報して、警察が指定するとか、警察の判断でですね協議をして、対応していくということになります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

この条例中の定義のところに、今お二人が質問した、暴力団とはこういうもんですと。それから、暴力団員とはこういう人をいいます、というものがあるわけよね。

自分、勉強不足でこの条例知らんがやけれど、先ほど西村さんのお話では、暴力団員ではない人の暴力行為の問題よね。ほいたらそれを、今の答弁では警察が暴力行為と見るか、見んかいうことになるがですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

はい、ご質問のとおりでございます。

基本的に、ここへ定義がありますけれども、この定義のですね第1の暴力団うんぬんのことですけれども、基本的に指定暴力団ですね。これとですね、そのほかに常習的に集団で暴力的な行為を行う者等ということになっておりますので、その範囲でご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

いや、自分お聞きしたのは、先ほどほら、先ほどの西村議員の質問は、そういう暴力団員じゃない人の暴力行為をどうするかという質問やなかったかと思うがです。ほんでそれを課長は、警察が（議長から「明神さん、マイクを近づけてしゃべっていただけますか」との発言あり）その行為を警察が暴力と見なすか見なさんかというような答弁やなかったように自分聞いたもんで、その件です。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼を致しました。

基本的にですね、情報そのものは警察の方が持っておりまして、この条例に対応するもの、しないもの、これについては警察の方の判断になろうかと思えます。

それで、まあ暴力団ではないけれど、通常の要請とかというような問題についてはですね、その都度対応していかなくてはならないというふうに思っております。

（明神議員から「はい、分かりました」との発言あり）

議長（小永正裕君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、黒潮町特別会計設置条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 56 号の質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

いや、自分、議員協議会のときにもお聞きしたことです。

まず第 1 点はよ、よそがやりようきやらないかんいうようなね、自分考え方そのものがおかしいと思うがです、1 つは。よそがやろうがやるまいが、うちの町にとってどうやというもんがないと。

それとともに、あのとき自分聞かしてもろうたのは、税の前納による発生益。早うもらうと、まあその金まず第一使えるし、銀行へ預けたら利息付くわけよね。そのお金と、それから奨励金を比較したときに、どちらが数字は大きいぜよ、ということをお聞きしたのですが。

その返答をお願いします。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

お答え致します。

まず、他の市町村がやりようけんじゃなしに、黒潮町としてどうかということですが。まず、この前納報奨金にいくまでに所得税法 183 条です、源泉徴収義務がうたわれています。それで給与等については所得税を徴収し、源泉しなければならぬということがうたわれてまして。それを受けまして、地方税法 321 条の 4 では給与所得に係る特別徴収義務者の指定等ということで、市町村はこの先ほどの 183 条の規定によって、給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならぬとあります。

それと 321 条約の 3 では、給与特徴の義務です。納税義務者が給与を受けた場合、特別徴収によって徴収するものとするという規定もあります。

それから 321 条の 7 の 2 では年金特徴の義務がありまして、これも公的年金等の受給者は特別徴収によって徴収するものとする、ということありまして、支払方法を給与所得者は選ぶことができないことになってます、この上位法で。所得税法、地方税法で。従って普通徴収を選んで、この前納報奨金を受けることができないということがまずあります。選べないということがまずあります。そこで、不公平感があるわけです。

それと、先ほども提案説明にもありましたように、平成 21 年度から公的年金、65 歳以上の方の特別徴収がありまして、この方も普通徴収を選ぶことができないと地方税法で定められておりまして、選ぶことができないということもあります。

それともう 1 つは、先ほども言いましたように経済的なことで一括納付ができない方もいるということもあ

りまして、この制度そのものがやっぱりそういう不公平感もあるという状況です。

それと、先ほども言いましたように県内の状況ですね。それも34市町村のうち11市は全廃して、町村においても9町村が廃止と。それから23年4月以降、8町村が廃止の方向、本町も含めた廃止の方向で進んでいるという状況です。

それで今後、こういう不公平感、この制度を継続することによりまして、ますますその年金特徴なんかも増加しますし、また不景気、景気低迷もありますし、この制度を利用できない方も出てくると思いますので、他の市町村がやりようけん大方がやるではなくて、やっぱりこういう、黒潮町としてはですね、振興計画にも定めておりますが、公正かつ適正な課税と公平な税負担を掲げておりまして、納付方法も公平であるべきと考えております。総合的に判断しましてですね、このような形で提案さしてもらっております。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分が聞いたがはよ、確かに今言う、先の説明してくれた部分もないわけじゃないけれど、要はうちの町として報奨金を出して、今まで出しよったわけやから。出して、それによる発生益と、報奨金として出したお金とどちらが大きいぜよということを自分、協議会のときも聞いたがやき。

町長、その答えをあていはほしい言いようが。今のようなことは、その税法が何とかかんとかいうことは分からん。が、現実には報奨金制度今までやりやったがやき。何か今の説明では、報償金制度がいかん、やったらいかんような意味合いの説明やなかったかと、自分お聞きしたがですけんど。

それも問題やけんど、自分が繰り返すけんどお聞きしたのは、要は町として報奨金制度をやった方が、税收として、歳入として大きい少ないか、いうことがまず1点やったわけです。それを自分はこの間、議員協議会のときに教えとうせいうて言うたがや。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

この制度でお支払いする金額以上の利益が出ていないという判断の下に、廃止をするということでございます。

この前納報奨金制度を廃止しまして一番心配される点は、この納税意識の問題でございます。しかしながら、前納報奨金制度を使いまして全額一括納付をしていただくと、そういった納税意識の高い方がこの制度を利用されていると。そういったことから、この制度を廃止しましても、納税意識につきましても影響は必要最小限にとどめられるであろうと、そういった判断の下に廃止でございます。

よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分あのときも言わしてもろうたがはよね、あろうとか、こうやとかいうがじゃいかんぜよと。現実によ、前納制度でどれぐらいのお金が、税が第1期に入りよるという数字は現実にあるわけやきよ、これは。ほいたら、そのお金が入ることによって、まさか税が入ったきいうて、その金を銀行へ置いちょこうかいうことじゃないと思う。運用しよると思うき。その運用益と、それから400万余りの報償金と、どうですかいうことを聞

いたことと。

それからもう1点、あのとき、先ほどの説明にもあったように不公平感。これ、森議員のあれにもあったことでしたけれど、給与所得者は1カ月1カ月、そうやない人は4回で払わないかん。そうすると、1期が三月分なるからよね、ほいたら二月分を先払いしよるいう。ほんで、給与所得者はそのときそのときぜよと。ほいたら、それは不公平じゃないかという話が、あのときは森議員からも出たことで、自分も言わしてもらったことやったけどよね。

ほいたら、その不公平感いうがやったら、それから結果としてこの報奨金がなくなって、給与所得者以外の人が二月分を先払いせないかんなることこの不公平感はないがですか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

前納報奨金の制度ですけれど、前1の場合、100分の6.5パーセント、2期の税額、仮に10万でしたら、いっぱいもろうて6.5、6,500円の報奨金を受けられます。2期分の税額が最大の場合、最大ですよ。

それで現在、その預金の利子ですよ。民間のゆうちょ銀行、これが1年0.04と。それに差し引き手取りが20パーセントの利子税を引かれると。それから農協の場合も、1年の場合0.03で20パーセントの利子税を引かれるということになっておりますので。前納報奨金というのは、いつもこの制度そのものは利子よりは、貯金しちよくよりは高い報奨金を出すようになってますので。そうしないと、まあ払ってもらう人はいないですよ、通常。そういう制度でした。

それでですね、その中でこの間も話したように、そういう一括で納める人、納めれない人もいるということで、不公平感もあるということもお話したがですけれど。やっぱりこれをそのままに置くこの制度そのものがですね、やっぱりそういう点で、やっぱりいつまでもこの制度を置くということは、やっぱり県内の動向を見てもですね、やっぱり逆じゃないかと。それから、一定特別徴収を推進しようということですね。そういうこともありまして。

それで、給与所得者普通徴収の方ですね。普通徴収の町民税の方も全員はこの制度、まだ受けてない、前納してないということが、この間の資料をお渡しした中にあると思いますが。普通徴収のうち44パーセントの方しか利用してないと。それから全体でですね、利用率は町県民税は22パーセントという形ですので、どうしても総合的に判断しまして、この制度はやっぱり見直しの方向に行かなければならないと提案させてもらっております。

よろしくをお願いします。

（議長から「税務課長、明神議員は、その制度をそのまま適用した場合に挙がってくる税収と、適用しなかった場合に税収はどうなるか。その金額の差額を聞きようが。それを言うて」との発言あり）

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

お答え致します。

それで、今まで前納しよった方が、まあいうたら年間にトータル的にはですね、前納した場合と入ってきますけど、口座振替制度等ができておりますので、各期ですね、まあ振替で自動に入ってきますので。特にその税収がですね、トータルで大きく変わるというようなことはないと考えております。

以上です。

(明神議員から「議長、自分3回目になるきもういかん思うけんだよ」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

3回、ええ、終わりました。

(明神議員から何事か発言あり)

暫時休憩します。

休 憩 11時 00分

再 開 11時 19分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号について、ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第57号の質疑を終わります。

次に、議案第58号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑はありませんか。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

竹下君。

16番 (竹下芙佐雄君)

それぞれの歳入についてよりも、全体的に伺うわけですが。

今回の補正でね、約99億8,200万ということになって、最終的には今年度約100億を超えるじゃろうという。まあ繰越明許なんかもありますので。そういった状況の中で、非常に大きな超大型財政の運営になっておるといふふうに考える。

それでこうした状況の中でね、一方では自主財源が伸びずに、むしろ自主財源が落ち込んでいきよる状況の中で、この財政がこう膨らんできよう状況というのは、まあこの起債、借入金に依存した、起債に依存した状況というのが依然として続いていきよる状況を見た限りでは、非常にこれが今後、大きな事業がなくなって縮小していくと、結局いつも言う、公債費のこの財源の中に占める割合が非常に膨らんでくる。そういった状況で、まあ心配をするわけです。

そういったその都度、一般質問でも取り上げているけれども、そういった今後の状況も見計らって、この今年度の財政の規模というのは、まあ100億を超える数字の中でも将来の財政運営に障害がないのかどうか。結局、借入金が突出した形でこう膨らんでいきよるという状況が心配されるので、そこらあたりの点について伺いたい。

議長 (小永正裕君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

お答えします。

竹下議員の質問のとおりですね、非常に超大型になっております。我々執行部と致しましても、この予算の運営につきましてはほんとに危惧(きぐ)しながら予算計上もしておるところでございますけれども、現在のこの状況につきましては、これまでもだんだん説明もさせていただきましたけれども、どうしても今やらなければならない事業といったもんがですね、多くあるといったところでこういう予算計上になっておりますし、なおかつ国のこの政策といいますか、経済対策、雇用対策、そういったもんによりますね、国が交付税等々である

一定の支援をしましょうといった中でですね、こういう大型事業になっています。

中でも町債のこの借り入れにつきましてはですね、後年度の財政運営に大きく影響してきますので、その部分につきましてもですね、当然我々としても考えながら進めております。これまでここ4、5年ですね、比較的国の経済対策等で財政的に、まあ基金等も繰り入れせずにですね対応できて、なおかつ積立金等もですね増えていますので、この起債の対応につきましては、現在減債基金が8億程度ございますので、そういったところでですね後年度の調整をしていきながら、この健全な財政運営等に努めていきたいというふうに考えております。

が、この大型事業はここ2、3年続きましたので、今後の財政運営に影響がないかといえば、それはすべてがないというふうには言い切れないというふうに思っておりますけれども、そこをできるだけなくするようですね、今後も事業の取捨選択、また経費節減等々に努めながらですね、健全財政に努めていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下芙佐雄君）

あまりやると一般質問がちょっとやりぬくなりますので。

まあ結局、大型の事業が非常にめじろ押しで次から次へ入ってきておる状況の中で、なら住民に還元する内容の事業、住民の暮らしに対する、暮らしを支えるための、そういった生活に対する事業は一体どんなもんがあるのかいうたら、そっちの方は住民向けへのいわゆる事業費というのは、乏しいになっている。非常にもう。ほんで一方、大型化のその事業ばかりにずうっと行て、結局中身は財政の硬直化というのがどんどんどんどん進んでいきようわけです。そのことをうんと心配をしてるんです。

新町長に対して、かなりこう住民が期待を寄せておるところは、新しい町長になって、自分たちの暮らしのための何かをやってくれるがじゃないかという、そういう期待が今非常に集まっておるんです。これが今の現在の民主党のようなね、そういう政治になってがっかりさせるようなことじゃなくて、それをいわゆる財政運営の中で町長の考えを生かして、やっぱし住民の暮らしに目を向けた行政のこの財政の在り方というものを考えると、今の大型事業を、やはりこの財政運営の中でやっぱし先送りをしてもかまんものについてはやっぱし年度をこかして先送りをしながら、健全なそういった住民の暮らしに目を向けたやっぱし行財政の運営というものを考えていってもらいたいわけですが。

そこらあたりの点をもっと考えた、いわゆるこの財政内容というものを考えたときに、今の言う起債のあまりにも大きな借り入れというものが、そういう大きな大型財源に流れているということに対して、借金財源が結局将来、住民の暮らしにいわゆる大きな負担をさらにかぶせていくというような状況が出てくるんじゃないかという心配をしよるわけで。

そこらの内容についてお伺いをしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

財政運営について少しお答えさせていただきます。

9月議会でも申し上げましたが、厳しい状況は変わらないわけですが、危機的状況にはないといった認識でございます。

その理由につきましては先般の議会でも申し上げたとおり、基金残高および起債残高および後の交付税加

算、そういったものから判断すると、危機的状況ではないといったところでございます。

そういった中で、副町長も申し上げましたように、ここ数年、大型予算が続いております。同じ整備するにしても、先送りのできるものは少し先送りをし、また、工期の長く取れるものは1年長く取ると。そういったことで予算の平準化をやっていかなければならないという認識は持っておりますが、なかなか現在組み込んでおります事業につきましてはすべて必要なものでございまして、これを適切に消化していくことが私たちの責務であると、そのように考えております。

また、今後につきまして私が持っている基本理念といいますか、現在の政権のようにですね、ベーシックインカムを保証について税を配分していくと、こういったことは私は適切でないというふうに考えております。どちらかと申しますと公共投資に回して、公的資金の導入が何か地域経済の起爆剤といいますか回復のきっかけとなるような、そういった資金投下をしていくべきと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

その町長の答弁によっては、もうこれで置こうか思いよったがやけんど。

公共投資をして、いわゆる景気を向上さすということについては、それは理屈としては成り立つけれども、将来の財政運営を考えたときに、ね。今の状況の中でも、いわゆる財政規模はどんどん膨らませておるけれども、中身はいわゆる過疎債とかいわゆる良質起債だからという感覚で借入を増やして、これで交付金なんぼ返ってくるとかいろいろ言われているけれども、今の政府の中では交付金を一括して出しましょうという、この中にはいわゆるその、今度ら交付金をもういろんな補助金からこいを交付金の中へ一括することについては、結局、それがまあいうたら交付金の国からの下りてくる助成金というのは縮小されるであろうという、ひとつの考えが当然生まれてくるわけ。だから、そういう観点で将来のことを考えたときに、非常にこれからの地方の財政というのは厳しい内容が出てくると。だから今の段階で、将来を見据えたいいわゆる財政運営というものを、景気とか何とか、景気そのものも落ち込んでいきようわけですから。これを、公共投資をわずか増やしてもね、今の段階でどれだけ公共投資が伸びていきようかいうたら、そんなに伸びてはいくような財政状況じゃないんです。だからそのことをやっぱし、あくまでも健全な財政運営の中で、ひとつは考えていかないかん。その中にはやっぱし住民の暮らしの問題をやっぱし頭に入れていかんと、ちょっと今後は非常に財政に、今のような抑え方では影響が出てくるんじゃないかという心配をしておる。

だから、そのことについては実際に執行部間で議論をされておるのかどうか。それをちょっと心配なもので、そこらをお尋ねをしたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

暮らしに直結することを全くやらないと言っているわけではございません。現段階におきましても粛々と進んでいるわけでございます。

また公共投資につきましても、私が申し上げる公共投資は2次的なその公共工事、土木工事のこのみを指すのではなくてですね、これから産業振興策をやっていかなければならないと。そういったところへめりはりのある予算配分していくと、資本投下をしていくと、そういった作業が必要になってくるということでございます。

地方自治体としましては、最小限の投資で最大限の効果を生むために、1万円を配って1万円の効果が表れ

るよりも、10万円を使って100万円の効果が表れる、そういったお金の使い方をしていくべきであると。それが基本理念でございます。

それからまた、ご心配いただいております一括交付金化でございますが、先般の全国大会でも懸念のご意見を発表さしていただきました。情報収集には努めておりますが、現段階で報道等から入ってくる情報につきましては大変厳しいものでございます。そこらへんにつきましても将来予測を立てながら財政運営に努めてまいりたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

58号の歳入全部について、ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を行ないます。

初めに歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

山本君。

19番（山本久夫君）

2款の6目企画費のですね、その報酬金の振興計画審議会のやつですが。

これは恐らく振興計画実施調査委員会をやったときの報酬やと思うんですが、それで間違いないですかね。これだけ、まあ1件目。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えします。

ご質問のとおりでございます。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

このことについてですね、事前にちょっと条例の方を見直してくれるということでお聞きしてます。たまたまこの予算書へ載ってますのであれですが。要はその委員会がですね、あまりにもその選定を、この補正をしなくてはいけないほど、会もようけやっちゅうわけです。また、委員も多いと。そういうとこの中で、やっぱりこのお金があまりにも委員会が多過ぎるというかね。こういう審議会もそうですけど、検討委員会もそうですけど。やはり、委員を選定する上でも大変、ちょっと選定の仕方ね問題があるような、この委員会の中でも。振興計画を策定する分についてはいいんですけど、大きな改正をしたりね、今度平成28年度ぐらいには見直しをしようと思うんですが。そのときの委員の委員はいいんですけど、この中でやってる実施調査委員会の委員がそのまま移行してやりようわけですけど、その中ではね議会の議員もおって、それと教育委員会の委員もおって、それから町職員もおるわけですが、こう、執行部が求めている答申をいただきたい内容、諮問している内容と、その話す内容とが、その調査、審議している内容が大きくかけ離れた部分があります。

そういうところで議会で委員と選ばれた、私もこの委員会へ入って感じたのは、当初、当該年度いうたら21年度になるわけですが、その事務事業の調査および評価をしてるわけですが、点検とこの会は。その謝金を頂いて。でも、議会としてはちょっとそれが、21年度いうのは予算書を見て、決算書を見てですよ、業務報

告を見て、了として認定してるわけですね。それなのにまだ行って、この事業はどうじゃこうじゃ言わないかん。

それと教育委員会の委員も実際おんなじように入ってますね、教育行政をやって、いうたら教育長をトップにしてですね事務執行しているその委員会がですね、合議制の下でやりながら一人だけ入ってますね、その教育行政についてどうじゃこうじゃ言わないかん。また、町の職員は執行部からの命令をもらってますねやったにもかかわらず、それがまた出てきてですね、この事業はどうじゃこうじゃ言わないかんのは妙に矛盾して、大変おかしい状況になっていますので、このお金を払うのも大変もったいないような気がする、そういう人らに払うのは、極端に言えば。

もっと精査をしてですね、本来町が本当に、検討委員会を立ち上げたり審議会を立ち上げたりして、聞きたいことは何なのかということも明記して、ちゃんと伝えてほしい。ぜひね、そのへんを一遍、検討委員会とか審議会を見直してほしい。ほしたらこういう補正を組んでね、お金を、このお金はちりも積もればという言葉もあってね、わずか16万とはいえ、至る所にそういうもん設ければ何百もなるわけですから、そのようにちょっと検討していただきたいなど。この予算はもう払わないかんわけですからしゃあないとしてもですね、無駄なお金じゃないかなというところもありますんで。

総務課長、どうお考えでしょうかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えします。

一般的なことだったというふうに理解しておりますが、基本的にですね振興計画を作ってからですね、それを毎年の事務に反映しているかどうか等をですね検討して、どういたしますかね、国の事業仕分けではないんですが、そのように事務の実施状況の確認という意味でこの委員会をつくらしていただいております。

それで委員の構成もしておるわけですが、今の段階ではですね、この2年行いましたけれども、基本的に執行部からの提案、これを審議してもらいたいというような状況になっております。従ってですね、質問からちょっとずれるかもしれませんが、今後はですね委員提案をぜひお願いしたいというふうな方向にあります。振興計画の中、また町の事務の中の、この部分はどうなんだというのを委員さんからいただいてですね、それについてこちらから説明するというようなこともですね、今後は検討していきたいというふうな思いをしています。

今ご質問のように、委員会そのもののうんぬんということにつきましては、町の執行部としてはですね必要なものというふうに考えております。が、それぞれ時代といいますか経過がありますので、また見直しも行いながらより良いものにつくっていききたいというふうに思っておりますので、ご支援をよろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

山本君。

19番（山本久夫君）

これ、まあちょっと予算は予算でええんですが、この生きたお金を使わないかんわけですから。

もう最終的にはね、やっぱり諮問する機関と、検討してもらう機関と、決定する機関、議決機関とは違うというのはね、めりはりをちゃんとつけてないとね、その議員を入れて、当事者が入ってぐだぐだ言うて決定するちゅうような話はおかしな話になるわけですから。それを僕は言いたいわけがね、そのことがすごい無駄になってるわけです、時間的にも。議会よりか長くやってますよ、この検討委員会、極端な言い方したら。要は、執行部が頼んじゅうのは事務事業のね点検と評価しか頼まれてないわけですから、この委員会は。改善せよ

ゆうような話はないわけですから、そこらをちゃんとせないかと、ね。議決機関は議決しちゅうんですからよろしい、それを後でここは直せ、いう話はならんわけですから、議員がいたら。教育委員会も一緒です。だからそれを言いようわけですから、いてほしい所、ほんまに第三者的な人に聞いたかったら、そういう当事者というのはのけるべきや、極端に言えばね。そのことを私は言いたいわけで。そうしたら、この報酬金は幾らか下がるわけですよ。だから、それが無駄ということ。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

山本議員の言われる部分は、やっぱり委員会の在り方というふうに思ってます。今言われるようにですね委員会そのものはですね、やはり広く町民から意見を聞くということについてはですね、委員会の設置は大事なことでありというふうに考えておりますが、その中身、また委員の選定につきましてはですね、それぞれの役割といいますか、がありますので、そのへんにつきましてはですね、この委員の選定については十分今後は考えていきたいというふうに思っています。

今言われましたように議員さんは議員さんの立場もありますので、そういった部分でですね、ほんとにこうこの委員会が求める委員というのをですね十分慎重に検討しながら、今後の選考には当たっていききたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに2款の質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

教育長ね、10款の教育費の中。

議長（小永正裕君）

2款。

（議場から何事か発言あり）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

19ページですね18節備品購入品のパソコン、プリンター等というところで120万円ですね。これ、パソコンとプリンターだけではかなり高額だなと思って見たんですけど。何台ぐらい、またどのように使うものなのか。

それからですね20ページですね、19節負担金補助及び交付金の電柱改修負担金ありますね、5,500万。これはですね、先ほどちょっと副町長からも説明ありましたが、電柱を何本分、こういうふうにもう三角になったものを該当するのは何本分あるとか、ここをちょっと詳しくしてほしいんですけど。自営柱が500本と言いましたか、それに代わると言いましたが、電柱そのものがほとんど自営柱になるのか、ほとんどなることはないと思いますけど。そのへんの中身をもう少し詳しく聞きたいんです。5,500万円マイナスですけど、自営柱は3,800万ぐらいでしたでしょう。

そういうところの関連等、お聞きしたいんです。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まずパソコン、プリンターですが、パソコン、プリンターで10台を予定しております。

それとですね、自営柱の関係ですが。これはですね、基本的には現在こういう町でやっております光ケーブルの敷設がですね全国的にありまして、なかなか電力の方も間に合わないということがありまして、共架とかその電柱が持たない場合は電力が改修をして、それに対する部分の負担金が要するという部分ですけれども。それが間に合わないということで、約700本くらいをですね自営柱の方に移したいと。

この前も説明しましたが、確定がですねなかなかできないもので、自営柱の方は私500本というふうに説明しておりますけれども、そのあたりはですねどうしても現場で、また町の方から電力の方に申請をして、この電柱がつか持たないかいうところから始めないきませんので、その数字がですね確定できていないもので、今ちょっと200本くらいな差が出てますが。そういうような状況ですので、その点をご理解願いたいと思います。

ほんで、基本的に自営柱を500本に移行していきたいというふうなことでですねこの予算を組んでおりますので、その点をご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで2款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで3款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで4款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

25ページですけども、労働費、地域福祉計画策定委託とありますけども。

地域福祉計画っていうのはどのような計画なのか、ちょっとお聞きしたいです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでたびたび議会で申し上げてまいりました地域福祉計画でございます。

現在、町には幾つかの福祉計画がございますが、ほぼ制度に沿った福祉計画でございます。進む高齢化や、あるいは住民の多様なニーズに対応するために、なかなか既存の福祉計画のみでは対応できない、そういった状況でございます。

そういった状況から、地域福祉計画というのは全般ですね、お暮らしになる全般の中でどこにご不便がある

のか、あるいはどこで不利益を被っているのか。そういったことを住民の皆さんとお話をさしていただきながら抽出し、その対応策を打ち出していくと、そういったことでございます。

現在、地区懇談会で中山間地域を回っているわけですが、その中でもいろいろな要望がございます。1 つはですね公共交通、あるいは移動手段の確保、または買い物支援、あるいはお一人暮らしのお年寄りがご不安で毎日暮らしになっているわけですが、そういったことがですね、これまでの町の福祉計画の中ではなかなか対応できないといったことで、総合的な、全般的な福祉計画を組んでいくと、これが地域福祉計画でございます。

これにつきましては23年度当初から、ぜひ策定に入らせていただきたいと。また、2月か3月ぐらいからは準備段階に入っていきたいと、そんなに考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

これ委託となっておりますけど、どこに委託して、今町長が言われたことはよく分かりますけど、どういふにするつもりなんですかね。この委託。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

基本的には、策定は社会福祉協議会にお願いをするところでございます。

これまでも協議を、社会福祉協議会と健康福祉課を交えて協議を進めているところでございます。

議長（小永正裕君）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで5 款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

26 ページのご説明いただきました上から2 行目の、345 万の工事請負費の耕作放棄地の解消の事業ですけど。

これ具体的にどういう事業を集落の中に入れるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

この345 万ですけども、これ副町長の先の答弁にもありましたように、田野浦、出口、王迎地区でですね、約3 ヘクタールのその耕作放棄地をですね解消、いわゆる今耕作できない状況をですね耕作できる状況にしまして、それで農地の有効利用を図っていくという形でやる工事でございます、その約3 ヘクタールの予定面積の工事費の345 万を計上さしてもらっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番 (坂本あやさん)

農地にするのですから、農地にした後どういうふうにするとかいう計画の下に農地にするんじゃないんですかね。何のために農地をですね改善するような事業を入れるのか、何を作ってどういうふうにする事業をするのですか、ということの質問ですが。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (松田 二君)

この遊休農地についてはですね、この貸し手がですね高齢化等でよう耕作しないということで、議員言われるようにですね耕作者、いわゆるサトウキビを作ってもらふ耕作者ですけれども、それに利用権設定した中でですね進めるという形ですが。

(議場から「はっきり言わないかん。煮えたやら沸いたやら分からん。誰のための予算なんや」との発言あり)

工事内容のことですけれども、その先ほど言うたようにですね、荒れた土地をいわゆる手を加えまして、例えば耕運したりですね、肥料をまいたりした中で、耕作できる状況にする工事です。

(議場から何事か発言あり)

利用はですね、先ほど申しましたようにサトウキビを作るということです。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

宮地君。

3 番 (宮地葉子さん)

今の関連ですけれども、これはサトウキビを作りたいという方がもう既にいらして、それを前提にしてやられるのかなと思うんですけれども。耕作放棄地というの確かにはいっぱいありましてね、なかなかこれを解消するというのは大きな問題ですけれども。

サトウキビを作りたいという人が現在いるから、そこにこのお金をつぎ込むんですか。

議長 (小永正裕君)

農業振興課長。

農業振興課長 (松田 二君)

耕作放棄地の対策につきましてはですね、議員言われるようにたくさんありますけれども、今回の計上についてはですね耕作される方とも協議してですね、その耕作者とも現地を見た中で借っていただいて、作ってもらうという計画でやっております。

議長 (小永正裕君)

ほかに 6 款の質疑はありませんか。

矢野君。

7 番 (矢野昭三君)

26 ページですが、有害鳥獣の予算を組んでいただいておりますのは、まあそれはそれで喜ぶべきことなんです。

これはやっぱり林業振興費というよりは、イノシシがヒノキを食べて枯らしたという話は聞いたことがないもので、やっぱりイノシシは農作物を荒らしていきようわけですが。やはりねえ、これ農業の方へ組んでいくべきじゃないかなと。私がこの前質問に出したのは、もう人間を保護するようなことじゃないといかんがじゃないですかいうて言うておるんで、あるいは環境の方とかですねというのが適当でないかなと。

これは、組んだことはいいがですよ。その組む場所が、もうちょっとこうそちらへ切り替えていただく方が、やはり大西町長の姿勢としてめりはりがつくんじゃないかなと思って、こう言いゆうわけです。

それから、漁港の所で調査費、漁港の調査はいいんですけど、その調査の中身ですね。具体的にどういう調査をされるのか。そこを一度お聞きしたいです。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

款項目の中で農業の方に組み替えたらという意見ですけれども。シカ等々、まあハクビシンとかいろんな分野ですね、有害鳥獣とか個体数調整ありますので、まあ今のところ林業振興の方ですね予算化させていただきたいというふうに考えております。

この有害鳥獣の関係についてはですね、林業の中でこの部分に限ってはですね事務量等のこともあつてですね、農業振興課の方で取り扱いをしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（谷口明男君）

19 節の県工事負担金の所の、伊田と田野浦漁港の調査ということですけど。これは、次のですね何か事業を、国に認めてもらって事業をするためには現況がどういう状態かということを確認に、いうたら設計して挙げておかないと国の方に認めてもらえませんので、そのための調査でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで6 款の質疑を終わります。

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 11 時 56 分

再 開 13 時 30 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

明神照男君から早退の届け出が提出されましたので報告しておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

質疑を続けます。

次に歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで7 款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

西村将伸君。

5 番（西村将伸君）

28 ページの宅地開発の補正 3,610 万ですか、これは岩盤状態のことでの補正というふうに説明うけたまわったのですが。

その中で心配するがは、その宅地状態というがはですね、その岩盤の固さというがが、そこに土地を買い求めた人が浄化槽を後に掘ったり、そんなことをするに支障がない程度の場所ながかどうか、その状態を。

そのへんちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

お答えします。

随時工事中ですので、推定岩盤等まだ状況を把握しておりません。

ただ、岩盤も壊れていきますものですので、浄化槽の位置とかいうのもまだ宅地が、どの位置に浄化槽が入るのかどうかということもつかみ切れておりませんので、明確な答弁はこの場でまだできない状態ですので、それでお答えに代えたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

西村将伸君。

5 番（西村将伸君）

その分からん状態で進んでいくわけやけど、完成した後ですね、その宅地が。そこに買い求めた人にそういう支障が出たときに、何らかのその処置はできるかどうか、事後処理ですけど。そういったお考えがあるかどうか。難しい、この段階ではなかなか答えれんという事であれば。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

宅地になる所の土質の状況ですけれども、何が良くて何が悪いということも、またいろいろその選定のときに出てきます。一般的には軟らかいよりも固い方がいいというふうなことも言われておりますので、その土地を販売するときに、例えば土地の土質とかそういったことももちろん提案しながら、分譲にするということになろうかと思ひます。

まだ工事中のことでございますので、一定区画ができてから情報提供ということになろうかと思ひます。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（議場から「休憩」との発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 13 時 35 分

再 開 13 時 37 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（武政 登君）

西村議員のご質問の宅地の面にかんしてのことですけれども。この補正で出されている3,600万の所には、その宅地の面のことには入っておりませんので、3,600万はあくまでものり枠の部分ということでご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

山下君。

2番（山下伊都子さん）

28ページの坂折の公園整備350万ですか、これはずっと前から宅地開発とあれして、まちづくり交付金の中でずっと公園ができてきてるんですけど。

この公園はどれぐらいの規模で、どういうふうな公園を目指してるのか、ちょっとお聞き致します。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 13時 38分

再 開 13時 39分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（武政 登君）

お答えします。

坂折地区の前、河川敷に坂折公園を整備しておりますけれども、規模は面積が8,294平方メートルで、東屋とそれから簡単な休憩施設をやって、主、広場として利用する計画でございます。

この補正予算では、午前中に副町長がご説明致しましたように河川の形状が若干変更になりまして、土砂等の取り除きの費用をこの予算で計上させていただいております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

27ページですけども、15節工事請負費のですね道路中角藤縄線ですが、これいつも追加で挙がってきてまして、今回1,885万円挙がってます。

もう少しこの追加になった工事内容の説明をお聞きしたいのと、総額じゃあこの線は幾らなるのか、工事費ですね。それをお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（武政 登君）

お答えします。

今回の補正額といいますのは、その工事請負費全体がいわゆるまちづくり交付金事業が平成18年度から始まって、今年度でいよいよ最終年度となります。それで種々こもごも事業の清算を、この12月の補正予算で計上させていただいております。

中角藤縄線については、実は当初予算からの変更ということになりまして、当初の予算を組むときには昨年

度の工事がここまでは済むであろうという、いわゆる額にしてこの1,800万なにがしは昨年のうちに済むであろうとして予算を組んでおりましたけれども、昨年の工事の進ちょくが芳しくなくて、この1,800に相当する工事が残ってしまいました。で、当初にはこれを含めて発注しておりましたので、変更をこの後やるようになるんですけれども、その費用をここで計上させていただいたというのがこの補正の趣旨でございます。

で、よろしいでしょうか。

(宮地議員から何事か発言あり)

待ってください。

それから総額ですけれども、すいません、ちょっと休憩をお願いします。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 13時 42分

再 開 13時 43分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。(音声データなし)

建設課長 (武政 登君)

中角藤縄線の総額ですけれども、4億9,980万となります。

以上です。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで8款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、9款の質疑はありませんか。

小松君。

14番 (小松孝年君)

4目の防災費の所ですが、4目の15節と19節。

まず、15節の工事請負費の所で、避難道等の整備工事の中でソーラー、山留め、手すりとお聞きしました。それが13カ所あると聞きましたが、その内訳を教えてくださいと思います。

それとですね、19節の方で補助交付金。木造住宅の耐震改修工事の補助金ですが、これ、現行では60万の補助を出しておって、今回、国の方から出るということで30万プラスすることになるという説明聞きました。

この金額で言うとなすね6軒分あると思いますけれども、この補助金で今年度ですね、今まで何軒ぐらい60万の補助で施工されているか。今まで何軒やってるか。

それとあと、もし今までに補助金を受けてやってるところがあればですね、この後で受けられるその30万プラスの補助金はというふうな扱いになるか、ちょっとお聞かせください。

議長 (小永正裕君)

総務課長。

総務課長 (松田博和君)

それではお答え致します。

まず、15 節工事請負費 2,100 万ですけれども、これはですね副町長の方からも説明がありましたが、基本的には国の景気対策による前倒し分でございます。

それで内容は 13 箇所、山留め、手すり、それからソーラーというふうに説明致しました。それがですね、具体的なこというところまでは指定できておりません。というのは、こういう資料はもちろん持っておるんですが、この中で地元合意ができる部分、まあ用地のこともありますので、その部分で対応したいということで予算を組まさせていただきます。

それから 19 節の補助金ですけれども、戸数と致しましてはですね、今年 3 戸、来年 3 戸の分を、3 戸の分を前倒しで考えてこのようにしています。ここに挙がっているのは全体で 6 戸分ですね。

それで、1 つ課題がございます。これはですね、今回の景気対策で通常 60 万の補助の部分が、30 万プラスされたということになると 90 万になりますよね。それが、このときだけの対応になってですね、景気対策がなくなる場合にこれが、90 万がまた 60 万に戻るという心配があります。これについて庁内でも協議しましたが、後年度、新しくですねこの中に含まれない方は 60 万しか出ませんので、その場合ちょっと問題あるねやということで協議をしました。が、一時的であれ経済対策としてある限りは対応しようということで、このような予算になっております。

以上です。

それで、申し訳ないです。質問の中にありました今までの総戸数ということはちょっと調べておりませんので、後日回答させていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 9 款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで 10 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表地方債の補正についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで第 2 表地方債の補正についての質疑を終わります。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 59 号の質疑を終わります。

次に、議案第 60 号、平成 22 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町道路線の認定についての質疑はありませんか。

西村策雄君。

12 番 (西村策雄君)

ようよう言うてもろうたね。

町道の認定が非常に地方交付税に重要なポイントですが、現在、特に大方地区はですね、町道の認定個所が少ない、いや、そうやないぜよと。除ずるような道が多すぎるがじゃということを聞いたが、何件ありますかね。

(山本議員から「委員会付託ぜ」との発言あり)

ああ、委員会付託やった。ええわ。

(山本議員から「よろしい。答弁要らない。産建への付託やろ」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

所属委員会ですね。所管の委員会。

(西村議員から「いや、今はのいちょうがやけん、わしは。ここでのいちょう。議事進行」)

(山本議員から「もう、委員会で聞きます」との発言あり)

委員会の方、じゃあ審査をお願いします。

なければ次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(議場から「はい」との声あり)

次に、議案第 63 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

竹下君。

16 番 (竹下芙佐雄君)

これは率直に言って今回、恐らくかってないことですが、住民の代表として我々、議会でいろいろ住民の要望、意見等を議会で反映させるために頑張ってきたと思う。その議会を否定をする、いわゆる議会軽視のね内容だと私は思っている。住民が議会の軽視する、そういう内容として、私非常にこれを注目しているところです。しかも、まあ町長にすればですね、単純に少ない方が良いという議論ではなくって、18 人から 14 人に削減すべきという意見をいただいたところですが、黒潮町の規模や財政状況などを総合的に考えると、14 人という定数でも議会活動が十分できる、運営は十分できる、いう町長のお考えで、そのためにまあ民意を十分反映して、これからの議会を 14 人であっても議会運営はできるじゃろうという町長の判断でこれを、直接請求のあれとして受け止めておるわけですが。

これ、根拠ですね。ひとつご答弁をいただきたいと思うんです。私は少なくとも、これまで合併前に比べて、合併前は旧大方町で 15 人、それから旧佐賀町で 12 人です。15 人と 12 人で、合併当時 27 人の議員がおったんです。そしてその 27 人の議員からですね、急きょ 20 人に減し、それから 18 人で前回議員定数を 18 人に減したところですけど、この 18 人という数字はねぎりぎりの数字やと思うんです。1 万 3,000 人の人口、しかも広範囲に、旧佐賀町と旧大方町と一緒にして、面積も広がってきておる。そういう中で、町民の声を十分我々

がどうやってその皆さんの声を集めて、代表して議会で取り組んでいくか、これは至難の技なんです。今、17人で議会の運営をしておるわけですが、これでも十分といえる状況ではない。少なくとも農民の代表、漁民の代表、あるいは働く皆さんの代表、それからいろいろ、その住民の方々のそれぞれの代表者として、あるいは部落の代表とか、いろいろ地域の代表とかいうような形で皆さんの声を集めて、それで議会でこの執行部に住民の声を届ける。これは重要な我々の役割です。だからこそ住民の暮らし中に目を向けてやね、いろんなことを吸収をしながら、それを議会に対して、まあ執行部に対する議会の場でいろいろご意見を申し上げ、そして要望すべきことをしながらやってきてる。その議会に対して、多過ぎる。14人はおりゃあ十分やっていけじゃないかという、そういうざっとした、ざっとしたいうことは不穏当発言ということじゃったらしいんですけれども。私、そういう考えはないんで。そういうざっとした考えでね、議会を見てもろうたら困るんですよ、はっきり言うと。本当議会で一生懸命、住民の代表の立場で責任のある発言をしながら、これまでも取り組んできている。そういう議会に対して住民が、批判監督機関として選んだ、住民の代表として選んだ皆さんの中からこういうね、もう議会は代表はそんなに要りゃあせんが、もっと少ない方がええんじゃないかというような感覚で、私はその直接請求を突き付けられた感じがするんです。これを私、そのまんますんなりああそうか、住民そういう考えかということで、皆さんに従うわけにはいかない。そんな軽いね、議会の運営というのは、いまだかつてやられたことはない。18人でも少ないくらいの中で、皆さん責任を持って議会運営をしているんですから、そのことをやっぱしもっと、住民がもっと理解をしていただくようなことを、手だてを我々しなきゃならんと思うけれども、その本当の議会の在り方というもんが住民に伝わってないという点で非常にこう情けなく思っておるんですが。

これ町長自らが、ここにあって議会の活動や運営は14人あれば十分できるという根拠は一体何ですか、それは。そのことについてお答えを願いたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

意見書にも付しておりますように、この14という定数でも議会活動、運営は十分できると思いますという所につきましては、もちろん議会の活動、運営につきましては、議員の皆さまにご尽力をいただくところでございます。そこにつきましては、これらを含めて総論、議会の皆さまにご判断をいただくといったところになっているところでございます。

それからもう1つは、よく言われます常任委員会の再編につきまして。これにつきましても、議員の皆さまにご尽力をいただいて、今後より良い常任委員会の運営がどういった形であるのか。そういったご議論をなさっていただけると、そのように考えております。

また、午前中に明神議員から、隣がやりようけんうちはどうや、隣がやめたけんうちはどうや、というお話ではございませんが、ひとつの参考になればと思ひまして、一応全国の事例を調べてまいりました。

類似団体と呼ばれる団体、これ、この類似団体の適用でございますが、人口1万人以上1万5,000人未満で、なおかつ産業構造が2次、3次が80%未満というくびりで抽出しますと、全国で51団体ございます。その中で議員定数の条例が確認できた団体が51団体中37団体、その中で議員定数の最大が当町含めまして3団体の18人、最小が10人でございます。

それからまた、県下の状況について少し触れてみたいと思います。

県下の市町村の状況の中で人口の近似値、これが佐川町ということになるわけでございますが、佐川町が22年3月の住基ベースで1万4,287名、当町よりも約2千名多いわけでございますけれども、そこが14名の議員

さんでございます。

それから議員定数で調べますと、18名が当町を含めまして、当町以外に2団体ございます。1万9,899名の安芸市と、それから2万4,812名の須崎市ということになっております。こちらの団体の方からも、議員定数の削減によって議会運営に多大なる支障を来したといったようなご意見は、お伺いしてないところでございます。

それからもう1つは、民意に賛同しますという意見書を付さしていただきましたけれども、今回のこの民意直接請求が非常識な数字であったり、あるいは極端な数字であったりした場合には、当然私としましてはそのまま提出させていただくわけにはいかないところでございますが、先ほど申し上げた参考資料等々から検討致しますと、極端であるとか、あるいは非常識な数字ではないといったような認識を持っておるところでございます。

この答弁にないところにもこの意見書に付しておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

私はその、まあ清水市で14名、それから大月で12ですか。宿毛で市議会で16人、それから、この前にやった須崎市で16人というような状況で、まあその定数を削減するのがやね、議会改革であるというような感覚に、まあ錯覚を起こしているような感じがするんですよ。他の市町村のそういう、これははっきり言って地方自治体におけるところの異常な状況だ。地方自治法で定めたのは、住民の選挙によって選んだ代表が集まって、そして一人一人の住民の意見や要望を議会に反映しながら、結局住民自治という立場でこの住民自治による行政の確立を目指してやね、ずっと取り組んできたわけだ。だから地方自治法で定めた数字は、人口1万人から2万人までの間では当初25人あったのが、今の条例改正では22人ですか、最高の数字。最低はまだ示されていない。けれども、22という数字は私、最低これだけは必要なんだという数字やと思うんですよ。

かつて私が初めて議会に出てきたときは、22人の議員の議席に対して38名という議員の候補者があって、16名が落選をするというような厳しい多数激戦の状況があって、まあいろんな地方、山間、へき地からもいろんな所から皆さん、議会に対して出てきておるんです。そして、それがしばらく22の議席が続いてくる中で、山間のいわゆる小集落の中の声も議会の中に反映されてきた。これは、当時の財政状況というのは非常に厳しい。当時も財政状況は非常に厳しい状況にあった。そういう中でも議会の中へ、その22人の議員がいろいろな問題を取り上げてずっと要望し、追及し、そして住民の期待にこたえた議会運営がしてきた。しかも、ある時期においては議会で発言することすら身の危険を感じずような時期もあったんだ。それでも議会の皆さん体を張って、自分らで自分の意見をとうとうと通しながらですね、住民自治というものを守ってきたんだ。その経過もある。

ところが、役場の職員の間で自分の同僚がある問題で暴行を受けながらも、それを上司がかばうことすらやうしない状態の中で、まあ議員が飛び込んでそれを割って入ってやね、事を何とか丸く収めるというようなことも議会でやりました。そういう経過のことも知らない、ね、議会の存在さえ分からんような状態の中で、皆さんがこうこの直接請求というものを出してきておるんです。私はこれを見てね、非常に大きな憤りを感じる。それは確かに、今の状態の中で、それこそぬるま湯の中へつばかったような気分でおるかもしれないけれども、議会というのは常にそれぞれが責任を持たされて、審査に加わってきちようんです。それがね、18人の議員から14に減されたらやね、これは議会が明らかにその機能を低下させる内容になるんです。住民はそんなこと知

らないんです。だから、やはり何とかして議会のこの地方自治法で定められた批判監督機関という場をきちっと守っていかなければ、これは町長自らのワンマン町政を作り上げていく。あるいは、役場の職員の皆さん方の放漫な事業運営がそのまま通過するようになる。一切の議会の厳しい審査の下で、本当に町民に責任を持った行政を進めていくような内容というのを、きちっとやっぱしね議会がそれを審査をしていく議会の機能というのはもうこれ以上減したら駄目なんだ。だから、そういった面で民意も十分反映できると判断したという町長の考え方が果たして正しいかどうかということ。阿久根市でやられた議会を軽視して、何でもかんでも専決処分でやれば通るといような、今、自治体も生まれている。それが今、今度リコールでちょっとどうかは住民からの批判で、まあ選挙になるらしいですけど。それから、名古屋市でもそうなんですよ。議会をとにかく軽視することなしに、議会と執行部と、執行権に対して議会の批判監督機関としてのあれが対等にやっぱりこう、対等な運営できるような、そういう議会運営。

それから、これからのまちづくりとしても、黒潮町のまちづくりとしてもですよ、これ、議会の数を減してまちづくりが進むと思えば、思惑違うんですよ。これは職員の皆さん、きちっと耳をかつぽじって聞いてくださいよ。そういう議会の皆さんの意見と、そして皆さんの、役場の職員の皆さんとの考えというものを対等にやっぱり天秤に掛けて、そしてこの住民自治の確立を進めるという、これがまちづくりの基本的な取り組みの内容だと思うんですよ。

それをね、やっぱし守っていくべきだと私は考えておりますが、もう一遍お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

私も同様でございますが、議会議員の皆さまも住民の皆さまから選ばれて、ここへおいでになっているところでございます。そのお選びいただいた住民の皆さまからの民意が4,180名という署名をもって示されたと、そのように認識をしております。

これから私も気を付けてまいります、正しいことがすべて成立していくと、そういったことにはならない。そういったことは肝に銘じているところでございます。

行政はやはり住民の皆さまのものでありますので、行政が正しいと判断したことでも、あまりにも反対の民意が多いと。そういったときにはある一定考える、熟慮する、そういった判断も必要になってくると、そのように考えております。議会の皆さまにも同様に、この民意について、この重さについてご審議をいただきたいと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

町長にちょっとお聞きをしたい、伺いたいと思うのですが。

前回ですね、定数16名はどうやということで出されました。そのとき私は18名でしばらくいくべきやないかなと。その理由はですね、ご承知のとおり合併協議会でのいわゆる確認事項58項目をどれほど佐賀に配慮した約束を履行しているか、執行部が。また、職員の幹部の方々もどこまでその約束事を守っているか。そういうこと考えますとね、どうも水道料にしたり健康保険にしても、また防災の家を守る防災事業にしてもですね、佐賀は個人的な負担は県下では低い方やった。それが、いわゆる合併の協議の中で、佐賀は佐賀地区の佐賀の伝統、そして大方は大方の伝統、条例等は尊重しましょうと、そういうことで合併をしたがですよ。ところ

が、ご承知のとおり健康センターは住民にも言わんずつ、住民が税金を払うにそこに行ったら、おばちゃんらが、そこもう閉鎖しちよった。そういうことも多々ある。非常に合併してからですね、佐賀の住民の負担が上がってきた。同じようにですね、その佐賀もいろいろ農業も漁業も頑張ってきましたけれども環境の変化によりましてね、非常に所得が下降傾向にある。非常に厳しい。その中でね、やはり大きな所が小さな所のことは配慮する、これが地方自治体の原点なんです。また、民主主義の原点なんです。ね。

前町長のときにも発言をしましたが、四万十市がね西土佐村の扱いはどうやろうかと思うて聞き行た。ところがね、沢田さんは3人は来てもらうちょうぜよと。じゃけんど、向こうで決めれんことはここへ来て決めれるき、いわゆる全部中平さんに一任しちょう、わしは口出しはせん、そういう話やった。ほんで保健センターへ行たらね、そのままの人がおって運用しようわけよね。佐賀はないなつた。

午前中にもありましたように、税金のいわゆる町民税等の納付の割合も佐賀は高かった。それは違法じゃ言いだした。大方地区の委員の人から、町長が違法言うたがよね。僕はそのときにね、この合併は絶対するないうて町長に話をした。こんなとこと合併すべきやないと。なぜかいいますと、私はね、学がない。大学をよう行からつた。そのためにね、議員になったときにね、町のいわゆる行政と決算書だけはね、かつちり研究さしてもろうた。厚かましいばあ当時の、いわゆる議長のとこへ行た。まあ、あんまり毎晩来なやいうばあ行た。そのときに、公共事業はせないかん。それと産業の、町長の言われるようにインフラ整備はせないかん。産業活性化のために道がなければできん。それでどんどんやってきた。このまま行たら10年後どうなるぜ、いう質問をした、一般質問で。ほかの議員に笑われた。ほんで、課長にもね言われた。意味が分からん。なんぼでもね銭が余るばああるのに、なぜそんな質問するぜやういうて言われた。ところが町長はね、その晩来てくれた。あのねや、われの心配も分かる。借金は増える。いよいよ困つたらねや、鹿島さんでも売ろうかねや。そればあの覚悟でやらつたら、佐賀はこれから食うていけんと、こういうことやった。だから財政運用についてはね厳しい見て、素人の算用やき違いがある。だから、課長さんらに教えてもろうた。ほんなら何とかのでも20年いうことがあつてね、そればつかやってきた。ほんで、事業をどんどんどんどん提起してきた。

ところが合併してね、町民のいわゆる総意によってね30数名の賛成者がおって合併した。当地と合併した。どうですか。町長の言われるとおりにね14人、まあ今の時代でねこの前回18人にしたときと、現時点ではね世間の議会へ見る目、行政に対する評価、さまざまなこと考えるとね、やはりね私は、基本的には16名、14名、12名、10名、最後は8名へ向いて移行していかないかんじゃないかなと、そんなに思います。しかし現時点でいわゆる14名、結構ですよ、どうでもよけりやあ、佐賀にしたら。決算書を見てくださや。あのね、おまんは監査をやりようき分かちようがじゃおいうて、そんなことはない。わしはきっちりデータ残して、いつでも見れるように置いちょう。重ねてずうっと今までの、20何年間の報告を。その評価もこさえちょう。ほんで合併するまでにこういう状態になつちようがやないか大方は、佐賀はこういう状態。佐賀は県下で1、2か3の中へ入ってトップクラスや。滞納率、いわゆる予算の運用、そういうことを考えるとねもうちよつとね、最高裁も出ましたのでね、議員定数のバランス。県議会もそうでしょう。今回やけど次の4年向こうには、四万十市と黒潮町とで県会議員2人になるがじゃお。そのことを考えるとね、当然私は14名でもね妥当やないかな。いや、12名でもええやないかと思う。しかし現在の状態を見たら、行政運用、財政運用を見たらね、もう1回は18人でいくか16人でいくか、それは分からん。しかし、14名はあまりにも唐突過ぎる。

もう1つ言います。これは一般質問でも出しちようがですが。

副町長も、まあ名前言わん方がええけんど、明神さんがおらんき。明神さんに言われた。流用について、これがあるきになかなか仕事ができんいう。しかし財政運用の例規集にはね、確かに流用せられんということばかりなんです。最後にね、町長は予算の配当ができる、書いちよる。全部、国の法律はそうですよ。ほとんど

そう。あれせられん、これせられんいうて、いわゆるね粹をかぶせる。粹っかかぶせる。しかし最後はね、町のいわゆる決断によって、決裁によって、健全な予算の運用をなささいということね、配当という文書が出ちようわけよ。そのこと考えたらね、納得いかんわけよわしは。そこらをすつきりしてもろうて、そのこともしわゆるこの町民の方々にね、4,900人の方々に、4,800人ですか、こういう状態ですと。こういう意見も挙がりよりますよと。しかしねこれ集めたね、署名を取った人のその文書の中にね、なんちゃ議員じゃないち一般の人でもできるじゃないか、いう文章がある。ほんならなぜ直接請求せんろうね、行政のその人ら。わしや、それ言いたいだよ。ほんでわしが言いよつたらね、おまんは監査しゆうきやりようがじゃろうがいうて、そうやない。わしは全部データをこさえてきようけん、何とかでもね、20年もやつたらね分かってくる、全部。どこに問題があるか。しかしそれはね、執行部がそれは訂正して町民のために適正な運用をしますというたら、なんちゃ事足る。なぜそれが言えんがですか。そういう中でね議員を減すいうことはね、非常に問題が深い。あれほどやりよう四万十市がね、この間ほんどいう所でね、おおどいうとこかね。これからの西土佐の生きる道、どうするやいうことで、いまだにあればあ配慮したところでそういうもんですよ、なかなかうまいこといかん。だから、合併して7年、9年くらいはね、お互いに尊重してやりなさいよということになつちように。そのこと考えたらね、この14名いうたら佐賀は4名しか出れん、ほとんど800以上取らないかんに。そういうことを考えると町民のね、これからの佐賀の人が何百年、いわゆる培ってきたね佐賀のね文化をね、また営みをね乱されたら困る。大方は自由にやっとうせ、わしらは今まで大方のことで反対したことはない。全部賛成や。その代わりね、こんまい所の佐賀にもねちょっと配慮しちゃってや。それができるいうがやつたらね、14になろうが最後は2人にせえいうて。要りゃあせん、そんながやつたら。大方1人、佐賀1人でええわやいうて。極端な意見のようなけど、佐賀の住民のいわゆる生活を考えたらね、どこも一緒なんですよ。非常に厳しい。その人らがね、どうしても要る電気代、水道代含めてね、その負担も払わないかん、健康保険も。大変な状態が起きよう。そのことをぜひね、私はこの4千何百人の人にもね配慮してもらいたい。だから、町の広報にも、議会広報にもね、あんな図式じゃいかん。ちゃんとした、1円までの数字を全部書いて説明してくれいうて、わしはぎっちり言いように。なぜそんなこともせんずつよ事足るいうたら、足らあよ。為政者がそういうところ、地域はこまいとこどんどん放たつていってもね、なかなか大方にとつちやあ分かんと思ふぜ。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

総論につきましては、先ほど竹下議員に答弁したとおりでございます。

それから、もう1つは佐賀、大方の話でございますが、6月議会でしたか、もうできるだけですね佐賀、大方ということは使いたくないというのが僕の認識でございます。所信表明でも申し上げましたように、不足している所を補って、伸びる所に投資をして、そしてニーズのある所へ投下していく。それが結果佐賀であり、大方であるということでございます。佐賀か大方という認識の下で予算を投下していくと、そういうことはございません。

それからもう1つは、ご存じのとおり請求代表者には佐賀の方もなられております。決して大方の方から出たとか、そういったものではございませんので、そのへんのご認識もよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

畦地君。

9 番 (畦地一弘君)

わしは、今聞きよったら町長が、この 14 議席を支持しようような感じがするけん、一言言わしもらわなかん思う。

それは、まあ表彰。この前、黒潮町がやっと全国の表彰をもらうて、この前で議長が報告したと思う。全国表彰いうたらこれはね、ちょっと手の届くところへあるもんじゃない。ほんで表彰とは、善行や功績を褒めたたえて、広く世間に知らす。ここに功績とあるがね、功績とは手柄、手柄とは人に褒められるような立派な働き。

この前ね、入野小学校でいじめがあつとえ。このときに、教育厚生が行った。入野の小学校へ向いて行ったぜ。けんど、自分らが行ったち、何が来ちよらあ。そうは思うてなかったかもしれんけんど、大方の町会議員がね、黒潮町の町会議員じゃけんど。佐賀の人らと一緒に来たち、全然へつろうてくれんという、言い過ぎかもしれんけんど知らん顔しちよう。今度ね、事情があつて佐賀の町会議員と一緒に行った。で、小学校へ行ったところがね、佐賀へ行ったら議員をね、富士山を見るようなもんよえ。室内へおつて、おつたもんよね、教師が。窓の際まで出てきてねものを言うがね、あがめたもんぜ、佐賀の議員を。そいでね、全部の先生がね佐賀の議員にね、富士山を見るように奉らあえ。これだけ違うとね、大方と佐賀との議員の差というものはね、議員というものはみんなに貢献してこそ価値があらあえ。いかに佐賀が仕事しようかつこと、ここでも分からあ。ただ入野の小学校行たがと、佐賀の小学校へ行たがとで、このね違いというものがね、評価というものがものすごい違うがね。政治というものはね、人になめられたら仕事はせん。なめられることは大事なけん。あがめられるということはね、大事なことやけん。知らんけん、仕事せんがやけん。知らんけん、あんないじめも出るが。これをね、ここの黒潮町を、佐賀の議員を見るようにね見てくれよつたらね、そんなに普段から黒潮町の町会議員じゃと思うて見てくれりゃあね、あんな雑な見方はせんと思うぜ。それだけね佐賀町という所は、合併するまでに全国の表彰ぜ。全国の長、議長会の表彰をね、もらいよつたがやけん。この表彰をもらうということはね、大方町におつたらね夢のまた夢ぜ。ほんでこの前、表彰をやつともろうたやいかえ。その表彰をもうたということは佐賀町のおかげで、自分らも佐賀に付いて行たけん、もうたがやけんね。

(議長から「畦地君、議案第 63 号についての質疑を行っていただきます」との発言あり)

うん。これはね、大事なことぜ。こういうことを言うちよかんと、佐賀そのもの小さいけんね。もしも定数を減したいうたら、有権者の少ない所がね議員は減るけん。これをね 18 名にしてぜ、この前、新聞記者が来ちよつた。新聞記者は書いてくれちよつたやいかえ。当分、ここのね黒潮町は 18 議席でいくと。18 議席でいくべきじゃと、こういう出てちよつたじゃいか。新聞記者も認めてくれちよらあえ。それだけね佐賀、これがほかじゃないぜ。佐賀町がね、全国の表彰をもうたということは、佐賀町の議会というものは模範の議会やけん、これは。これに見習えというていう議会じゃけん。

この議席がね減したら、佐賀には 2 千ちょっとしかないぜ。大方は 7,000 あるがやに。ほいたら、出る人が少のうなるやいかえ。ほいたら前の議会がどんどこじゃったかというたら、前の議会はね、一般質問はたった 6 人。5 人と 6 人、こればあしかやりよらつた、わしん当選したときは。ほいてね、今度その議会をね、まあ進んで今平成 7 年ごろやった。わしは佐賀の道路がええいうて言うとうえ。そう言うたら助役が怒つたぜ、そのときに。佐賀と比べるいうて。佐賀は問題にしちよらんがや。結局、佐賀の道がええ言うたがで燃え上がって怒つたがよ、助役が。そうしてね、佐賀がせつかく、全国の表彰いうたら全国の模範が自分らと合併して、佐賀のおかげで全国の表彰をもうたがじゃ、この前。その表彰を議長はこりゃ、もってきてなし出さにやえ、こんなとこへ。見せてしゃんと置かないかんもんぜ、これは。それでこの有権者にね、それみんなに知らさないかん。それくらいにしてね、この黒潮町というものを全国に知れわたつた黒潮町じゃということのをね、この

有権者全員に知らすというががね、これは議長の務め、事務局の務めぜこれ。それから議会だよりに出さして、みんなに知らすということはね大事なことで、自分らあこれだけの活動をしよるということは。

ほんでねそういうことをね、ある佐賀町の議員が、もしぜ、定数を14に減して大方と戦うたら議員は減ってしまうがね、そしたら前の大方町になるぜ。

前の大方町はどういうもんじゃったかという、わしはまた言うがね、ウルグアイラウンドの金が入ってくると。ウルグアイラウンドはね、米価が自由化になるけん、これからの農家はよいよやっちいきにくうなると。ほんで、このウルグアイの金で農家はこれで助けてもらおうと、そういうことで新聞にでかでかと出とうえ。その金がもう入ってくるころじゃと、そういうで今度町長に聞いたら、その金はもう使うたぜ。その金は使うたいうて、町長ぜ、そのときは。大方町の町長。それでね、その金はどこへ使うたぞというたら、その金は農協へ入れたぜ。それから、今度らその漁協にも入れたと。漁協は4つあるけんね。それから森林組合にも入れたと。ほいで、農協にはね黒字になるばあ入れちょうが。それから漁協へは4つ、森林組合にも入れちょうけん、全部で1億3,200万という錢を。(議長から「畦地君、重ねて申し上げますが、63号についての質疑をしてください」との発言あり)

これ、質疑しようが。ほんで、佐賀というものがいかに大事なかということのをわしは言いようがやけん。

ほんでね、佐賀はこんまいけん、今度選挙で議席が減るけん、これで14にしたら。ほんで、どうしてもね18にやってもらように、町長も頭を持ってもらいたいけんわしは言いようがやけん。不都合な話じゃない、これは。

ほんでね、これはね佐賀町はね、今言うようにこれ議席を減して選挙したらね、この人らがね4議席か5議席ばあしか来らったら、前の大方町とおんなじようになるぜ。前の大方町は、わしはそのウルグアイのときに、わしは1年と半年やたがね、6回やったがね。それがね、今はどうなりようかという、じっこじっこ大方町ばっかしになってきようがぜ。早、町長が大方町やろう。副町長が大方町やろがえ。教育長も大方町やろがえ。ほんで議長も大方町やろがえ。大方町ばっかしやりよらえ、今。ほんでしよつたらね、これで議席を減したら、また昔とおんなじ大方町にならあ。大方町んなつたらね、ちゃんと町長のね権力ばっかし偉うなって、何ともならんるぜ。義理こしらえちよっちゃあ、自分の言うことを押しつけていくつような、それが前の大方町じゃったけん。それがね、わしが経験したがぜこれは。ほんで、こういう気持ちも酌み取ってもろうてねやってもらわんと、これを議席を減して選挙してみてんた。今度ら議席が、佐賀がおらんかったら民主主義どころやないぜ。民主主義やけん、今。民主ぜ。民主主義にならんる。ほんでこれはねどうしてもね、町長、定数というものは端的に言うたら町長の力になるもんじゃけんね、黒潮町をようにしようと思うたら佐賀町の意見、全国の表彰を合併前にはもろうてきたというものは模範の町じゃけん、これは。模範の町ぜ。ほんでね、こういう人らがちいとでも出るように、18議席にしたら出るけん。そういうことは町長も育てていくという気持ちになってもろうて、この黒潮町を良うにしてからったら良うはならんと、わしはそう思うけん、どうしても18議席にせないかんと、私はそう思う。

以上。

議長 (小永正裕君)

町長。

町長 (大西勝也君)

先ほども申しあげましたように、佐賀か大方という認識は持っておりません。

それからもう1つ、現実とは少し乖離(かいり)があるかも分かりませんが、基本的には当町の町議会議員選挙は全町1区でございますので、佐賀、大方ということにつきましてはこの場で申し上げるべきこと

ではないと、そのように考えております。

議長（小永正裕君）

畦地君。

畦地君、質疑をお願いします。討論の場じゃありませんので、質疑をお願いします。

（畦地議員から「今の町長の答弁に対しての意見やね」との発言あり）

質疑です。議案に対する質疑を。

9 番（畦地一弘君）

質疑よえ。

これね、今合併したばっかしやろう。これはね、この前の新聞記者も言うたように、まだ今のところは議席を減すべきではないいうて、新聞に書いちゃってえ。ほんでね、そういうように新聞記者は、これは広いぜ。全国やけんこれ。わしゃあこの人らが佐賀町の表彰を決めたがじゃと思うて、わしゃあ自分にはそう思う。これは分からんがぜ。分からんけんど。議会たんびに来て聞きよらんとね、議会の内容は分かりやせなあえ。この人らが決めんと、どこの議会が表彰を受ける、どうかということはね、分かりやせんけん。

ほんでね、これはねどうしても町長に、佐賀町ということを考えんということはね、今のうちは1つにしてまとめたところで、佐賀町がひたってくるけん。せっかく全国表彰をもらうた。優秀な議員ばっかし来ちよるがやけんね。大方も良うなってきたよるぜ、今。全国の表彰をもらうた限りは。ほんでね、どうしてもね町長はそういうところをね、自分で配慮するぐらいな気持ちには持ってやらんとええ政治はできんと思うぜ、おおなぜなこと言いよったらこわいと思う。

以上。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休 憩 14 時 41 分

再 開 14 時 43 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第 63 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案のうち、議案第 63 号、黒潮町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を除く、議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第 55 号から 57 号まで、58 号のうち、歳入全部、歳出のうち、2 款、9 款、第 2 表地方債補正。議案第 61 号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第 58 号の歳出のうち、5 款、6 款、7 款、8 款。議案第 62 号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第 58 号の歳出のうち、3 款、4 款、10 款。議案第 59 号、議案第 60 号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 46分